

平成24年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成24年3月5日（月曜日）

○議事日程

平成24年3月5日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	斉 藤	旭 君	4 番	重 川	恭 年 君
5 番	山 田	耕 治 君	6 番	河 杉	憲 二 君
7 番	久 保	玄 爾 君	8 番	青 木	明 夫 君
9 番	三 原	昭 治 君	10 番	田 中	敏 靖 君
11 番	中 林	堅 造 君	12 番	高 砂	朋 子 君
13 番	山 根	祐 二 君	14 番	今 津	誠 一 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
17 番	佐 鹿	博 敏 君	18 番	行 重	延 昭 君
19 番	田 中	健 次 君	20 番	藤 本	和 久 君
21 番	山 下	和 明 君	22 番	横 田	和 雄 君
23 番	木 村	一 彦 君	24 番	山 本	久 江 君
27 番	安 藤	二 郎 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 眞 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

17番、佐鹿議員、18番、行重議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。

通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、5番、山田議員。

〔5番 山田 耕治君 登壇〕

○5番（山田 耕治君） おはようございます。久しぶりにトップバッターへ返り咲きました会派「絆」の山田耕治でございます。どうぞよろしく願いいたします。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、港の活性化についてお尋ねいたします。港の活性化については、一般質問において、同会派の安藤議長も含めた同僚議員が何度か質問されていますが、今後の展開や施

策も含め教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

港湾施策に対して、国の動向は皆さんも御存じと思いますが、全国に997港のうち、重要港湾と選定されている港湾は、37道府県で103港でございます。その中から、岸壁や施設を集中的に整備する重点港湾として43港に絞り込んだと、昨年発表されています。絞り込みの理由は、投資先を絞り込むことにより港湾の国際競争力を高めるねらいと、貨物の取扱量や将来における需要、地域経済の影響も考慮したとのことですが、山口県の中で、この重点港湾に選ばれたのは宇部港と岩国港で、残念ながら我が市の三田尻中関港は選定から漏れたわけです。

三田尻中関港は、国際海上輸送網、または国内海上輸送網の拠点となる港湾、その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で、昭和25年の港湾法制定時に重要港湾に選定されています。

山口県の中では、国際拠点港湾に指定されている下関港、国際バルク戦略港湾に指定されている宇部港、徳山下松港、また、今回の43港に選ばれた岩国港からすると、三田尻中関港の整備の位置づけは大変厳しいものと予測されます。

三田尻中関港は、平成22年度の全国港別輸出入額6,536億円と、山口県では徳山下松港、下関港に次いで3位であり、全国でも28位にランクされ、県内の他の港と比較しても非常に重要な港と言えます。

国は、今回、重要港湾の中で、重点港湾に漏れた60港湾の継続事業は続けるが、国直轄の岸壁等の新しい整備は行わないとの展開ですが、今後の港湾整備計画に対する市のお考えをお聞かせください。

また、防府市では、平成19年の11月に三田尻中関港港湾計画が改正され、三田尻地区は市民の港、中関地区は物流の港と位置づけ、港湾機能の再編と強化を基本方針に取り組んでおり、三田尻地区は、市民のにぎわいの場を創出する目的も含め、「みなとオアシス三田尻」の仮登録を申請し、平成21年2月16日に認定を受けております。

以前の報告では、平成24年度の4月ごろに正式登録のお話もあったかと記憶していますが、その後の経緯と今後の取り組みについて御所見をお聞かせください。

言うまでもなく、港は、国際・国内海上運送網としての機能を持ち、産業や経済を支える産業拠点で、島民や市民にとっても生活の大変重要な場所でもあります。もちろん、市民や島民の意見を考慮した話ですが、航路の見直しや港の活性化に向けた施策検討も重要な課題の一つとなります。

そこで、野島と本土をつなぐ日常生活における唯一の移動手段である三田尻港の船着き場を、長期の戦略構想の中で、新築地の「みなとオアシス三田尻」と連携した戦略構想が

あるのか、また、そのような意見はないのか、執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 5番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず最初に、今後の三田尻中関港の港湾整備計画に対する市の考えについてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、重点港湾の選定につきましては、県に対しまして「重点港湾選定の要望書」を提出するとともに、一昨年は、数度にわたり国や県へ私も要望に参りましたが、選定基準である「車両やコンテナ貨物等の取扱貨物の総トン数の実績」及び「地域の拠点性」の点で、残念ながら選定に至りませんでした。

しかし、三田尻中関港は県央部における産業拠点港であり、物流と交流機能を兼ね備えた港として、加えて、地震などの災害時には防災機能も兼ね備えた港として、平成19年11月に改定された「三田尻中関港港湾計画」のとおり、今後も整備・拡充が必要であると考えております。

特に、災害時には、救援物資の輸送を担う災害救助拠点港としての役割も視野に入れておりまして、そのため、耐震岸壁の整備を国、県に対し強く要望しているところでございます。

さらに、津波対策につきましても早急な整備が必要となっております。

したがって、市といたしましては、国や港湾管理者である県に対し、港湾計画に基づいた整備・拡充及び耐震、津波対策が早期に実施されるよう、引き続き強く要望してまいります。

また、三田尻中関港の利用促進を図るため、企業に対し、平成23年3月から継続的に実施しておりますポートセールスによるコンテナ貨物の中関港利用のお願いや、利用に際しての要望等の聞き取りを引き続き実施し、三田尻中関港のコンテナ貨物取扱量の増加にも努めてまいります。

次に、2点目の「みなとオアシス三田尻」の本登録に向けた経緯と今後の取り組みについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本登録に向けた申請を行う予定といたしておりましたやさき、「みなとオアシス三田尻」の核施設である「潮彩市場防府」の経営母体である防府水産物荷受協同組合が倒産し、平成22年2月5日に破産手続開始の決定を受け、現在では、当該施設は破産管財人の管理下に置かれている状況でございます。そのため、登録要件である「みなとオアシス三田尻」の核施設の運営内容が十分協議されているかということや、長期——5年程度でございますが——の活動スケジュールが明確で実効性があるかという

点において問題がございましたので、核施設の管理運営状況を見守っているところでございます。

こうした中、水産業及び観光の振興と交流による地域の活性化を図る観点から、県とも協議をして、本市が潮彩市場の施設を取得いたしまして、当該施設と周辺地域の活性化に向けた取り組みを県と協力して推進することといたしておりまして、そのための経費を平成24年度予算に計上しているところでございます。

市といたしましては、「みなとオアシス三田尻」が三田尻中関港の三田尻地区における重要な地域交流点であるとの考えから、核施設となる「潮彩市場防府」の事業継続と活性化を図り、「みなとオアシス三田尻」の登録要件が満たされたと判断した時点で、本登録に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目のお尋ねでございますが、三田尻中関港港湾計画の中で、「みなとオアシス三田尻」の核施設の隣接地に、野島便船着き場のための泊地整備の計画がございます。今後、「みなとオアシス三田尻」の本登録の申請手続と連動して、泊地整備について国、県に対し協議、要望をしたいと考えております。

また、当然のことでございますが、野島航路利用者の利便性につきましては、十分考慮してまいりたいと存じます。

今後、港湾関係者と国、県、市が一堂に会し、情報交換や意見交換をする場を設けることが必要でございます。このような場において三田尻中関港の活性化策や長期的な構想、さらには、「みなとオアシス三田尻」の本登録に向けた足場固めについて話し合っていきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございました。

るる説明を受けましたが、当時、国土交通省大臣の話で、国が総花的に新規事業をすることはあり得ないと、選択をした中で競争力を高めたいという記事にもなっていましたが、重点港湾に選ばれた43港は、2008年の貨物取扱量が重要港湾全体の平均より多いことや、将来の需要見込み、地域経済への貢献などの観点から選んだそうですが、山口県にとって需要見込みや地域経済への貢献から見ても、決して三田尻中関港は引けをとらないと私は思っていますが、残念でなりません。

先ほども話しましたが、平成22年度の全国港別輸出入額では、全国でも28位、山口県でも3位でございます。輸出だけで言いますと、全国で20位、山口県では1位でございます。防府市の地域経済への貢献から言いますと、輸出額が多いほど防府市に対する貢

献も多いはずですが。そう考えると、市としては、何が何でも重点港湾の指定に対する思いをしっかりとアピールしていかなければいけなかったと思いますが、先ほど市長の答弁にも、何度も国や県に対して要望していただいたというお話もありましたが、例えば、県に対してどれぐらいの働きをしたのか。例えば、この件に対して、防府のトップである市長さんが、どれだけ県に足を運んでいただいたのか。わかる範囲で結構です、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私、もう2年前のことでございますので、日取りとかいうところまでは具体的に頭の中から、もう離れておりますが、私のことですから、かなりしつこく、国にも県にも、この辺のところを強くお願いもしてきたところでございます。

私の記憶の中では、最終的に山口河川国道事務所の所長さんが大変申しわけないことになったということで、私の部屋を訪れられて重い口を開かれたことが極めて印象に残っているところでございますが。県のお立場では、それぞれの都市のそれぞれの要望を聞いていくことであって、判断については国においてなされていくことであるからと、こういうようなお話を承った記憶があるところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 防府市、宇部、周南の要望状況というのを県のほうに問い合わせ、実は要望内容も含めてちょっと調べてまいりましたが、平成19年の11月から平成23年の11月で、この資料によりますと5回の訪問という話ではございました。重点港湾については、平成22年の7月、この1件でございます。

終わったことを言ってもしょうがないんですが、個人的に市長さんも動いてくださったんだろうというふうに私は信じておりますが、結果としては、残念な結果に終わったということで、本当に残念でなりません。

以前、日本経済新聞にも財務省が発表した2011年の貿易統計で、輸出から輸入を引いた貿易収支が2兆4,927億円の赤字になり、通年での赤字は1980年以降、31年ぶりということでございます。災害の影響が大きいのは言うまでもありませんが、輸出で成果を出している我が市の港を、今後どのように活性化させるのか、真剣に皆さんと協議をしていかなければいけないと思いますので、今後の戦略にも十二分に力を注いでいただきたいというふうに思います。

先ほど、潮彩市場の話も出ましたが、違う視点から質問をさせていただきますが。港の構想、港湾計画の中で先ほどもありましたけど、防災港としての計画が進められるという

ふうに言われてましたが、今後の計画が具体的にどのようなになっているのか、構想と進捗について教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 具体的な計画と今後の進捗状況ということでございますけれども、平成19年に港湾整備計画の改定がなされまして、その中には、さまざまな事業構想等がうたってはございますけれども、それぞれの構想につきまして、具体的なスケジュールというふうには決まっておらないというふうに聞いております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） ありがとうございます。この件については、後ほど、また質問させていただきます。

次に、港湾計画のソフトの面を、この充実を図るために計画された「みなとオアシス」、本市では「みなとオアシス三田尻」ですが、たしか仮登録の項目で地域の課題と「みなとオアシス」で実現させようとしている地域振興策や検討するサービス、検討体制の記述もしなければいけなかったと思いますが、この記述した内容に対しての検討結果をどのように分析されているのか。この検討委員会も立ち上げられて正式登録までしようとしたわけですが、先ほど市長さんから、るる説明ありましたが、本登録までどれぐらいかかるかということも含めて、具体的な意見や具体的な手続をどのようにされるのか、ありましたら教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 本登録に向けましてのスケジュールということになりますと、まず、「港づくり検討委員会」というものを発足させまして、その中で港振興計画といったものを作成いたします。その結果を受けまして登録申請書及び事業計画書の作成をいたしまして、「みなとオアシス」の登録申請というスケジュールになります。

ただ、今現在、先ほど市長の答弁の中にありましたように核施設となる潮彩市場防府の状況が不透明でございますので、まだ港振興計画の着手には至っておらないのが実情でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 水産施設の活用事業について、現在ある「潮彩市場防府」について、市が施設を取得し、県が運営に対しても支援していただけるという説明もありましたが、私は、今のままでは、市が買い取ることが本当にいいのかどうか。幾ら県が連携して支援してくれるとはいっても、具体的な構想は、しっかり市が立てないと支援のしようもないわけでございます。全く今までと同じ状態になるわけです。そこをしっかりと、や

っぱり市が構想を持って、戦略を持って、港の活性化についても考えなければいけないとは思いますが、その辺のお考えは、いまだに立ててないということではよろしいですか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 決して立ててないわけではございませんが、防府市だけが立てていくべきことでもない。県としっかり協議をしながら、また現在、当事者が頑張っておられますので、その当事者のお気持ちもそんたくしながら慎重に、しかし、力強く進めていかななくてはならないということで、協議会を持って、これからやっていきたいと思います、こういう話に現時点ではなってるわけでございます。

私といたしましては、うめてらすがまちの駅、潮彩市場が海の駅というぐらいの位置づけに将来的にはもっていくという、自分なりにその一つの荷物を背負うということが、また防府の振興にもつながっていくことであり、そこで働く方々をお守りしていくことにも当然つながっていくと。今、知らないよというのは簡単でございますが、それをしてしまったときには、今まで倒産ざたがあつて以来、1年有余、歯を食いしばって頑張ってきている人たちを本市は見捨てるということにもつながっていくわけでございますので、可能な道があるならば模索をしていく。したがって、常に励ましている段階でございます。御理解をいただければと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） ぜひ、市優先で、しっかりと骨子を検討していただいて、スピーディーに事を運ばしていただきたいという要望をしときます。

確かに、県にとってもいろんな思いがあるとは思いますが、この港は防府市にあるわけです。ですから、防府市が基軸となって、しっかり県を誘導していくぐらいの御努力をしていただきたいというふうに思います。

先月に、第4回の野島—三田尻航路の改善協議会も開催されておりましたが、協議会の内容について、委員の皆さんから意見がどうだったのか、お伺いいたします。第1回から第3回目も含めて、「みなとオアシス三田尻」との連携や本土と野島を結ぶ航路についての意見等はなされなかったのか、議題に上がってはいなかったのか、この点についてお答え願います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 野島—三田尻航路改善計画につきましては、第4回目の会議では、主に、今、「ニューのしま」が破損いたしましたので、その今後の新しい新船の造船について、主に協議されたというふうに聞いております。

それと、今、議員御指摘の1回から4回までの間に、その「みなとオアシス」関係のこ

とについては、どういうふうな協議があったかということでございますけれども、全体的な計画の中で、お話が出たかどうかというのは、私、ちょっと伺っておりませんが、野島の活性化策ということの中で、今後どういうふうに野島を活性化していくかという協議の中では、現港の扱いといたしますか、そういったことも協議はされてきたと、そういうふう聞いております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 野島も高齢化が進んで、年金生活を送られている方の航路運賃の負担や、先ほど言われました船の問題も大きな現状課題ですが、今後の離島の活性化という点から、「みなとオアシス三田尻」との連携は、私は必要なことと考えます。

例えば、現状で、現在の船着き場で見ますと、島民の方は、タクシーや本土の親戚、知人の車で送り迎えをしてもらっている方が多いのではないのでしょうか。そうすると、島民の方も気を使いながらの船舶利用となるわけでございます。であれば、港を新築地の「みなとオアシス三田尻」側へ船着き場を変更して、現在運行してもらっていますイオンタウンと駅を結ぶバスを「みなとオアシス三田尻」まで延ばしてもらって、それを点から線にする構想は考えられないか。

また、野島の浜市ですが、年に何回かは「みなとオアシス三田尻」で行う等の戦略も十分に考えられるのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘のとおりでございまして、そのような話をついせんだったでもイオンタウンの大門社長とも話をしたところでございますし、こちらのモールマネジャー、野間さんとも、そんな話もいたしております。

先ほども壇上での答弁でも申し上げましたように、野島の方々の利便性をそぐことがあっては決してなりませんので、バスは来ないけど、とりあえず船着き場はこうしましたよというような、いわばいいかげんなことを御提案するわけにはまいりませんので、足場をしっかりと固めて、そして野島の方々にも喜んでいただく、「みなとオアシス」の活性化にもつながる、そういう道を現在、模索中でございますので、お力添えのほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） ありがとうございます。市長の前向きなお言葉がありましたので、私もそのようになるようにしっかり期待しておりますので、いろんな側面から、この港の活性化については考えていただきたいというふうに思います。

航路の件は、補助金も毎年約7から8,000万円の欠損が生じているのも事実ですが、

島民の生活、インフラ整備も含めて、どういう方向で進めていくのか、また港の活性化という点から、昔は港で花火大会等のイベントもございました。現在は、なくなりましたが、人を呼び寄せる施策や点から線へ結びつける施策をどのように作り出していくのか。

また、東日本を襲った大震災等の自然災害も考慮した場合、先ほど申しました三田尻港待合所の変更後に、その箇所から、ちょうど今、海上保安部の分室がございしますが、そのあたりを、岸壁を緊急時の物資輸送や交通網の拠点として、防災港として再構築の見直しを図る等、これからの目指す姿をしっかりと描いていただきたいというふうに思います。防府市の目指す港の姿を再度きっちりと描いていただいて、具体的な戦略をしっかりとつくっていただき、港の活性化に結びつけていただきたいことを要望して、この項は終わります。

次に、幾度となく定例会で報告されております防府市の交通事故による専決処分の対応についてお伺いいたします。

昨年、山口県内で発生した交通事故の死者数が、一昨年と比べて22人少ない74人で、1951年以降で最少となったとのこと。ただ、事故という点から、物損事故は昨年よりも158件も多い4万224件だったというデータも出ています。

県の警察本部交通企画課でのデータで市町村別道路交通事故件数及び死傷者数を見ますと、防府市は、平成20年度の事故件数は666件、平成21年度は582件、平成23年度は671件となっています。

昨年の末に防府市の新田で、高齢者の女性のはねられ、お亡くなりになったというニュースは、皆さんも記憶に新しいことだと思います。もちろん、負傷や死亡事故等の人身事故を減らす施策や活動が一番ですが、一歩間違えれば人身事故にもつながる物損事故の多さにも目を向けなければいけないでしょう。

昨年、専決処分も含める行政の事故件数で、平成10年からの総件数が588件ということで、びっくりした次第ですが、詳しく聞きますと、台風やひょうでの自然災害による件数も入っているとのことでした。そうはいつても、14年間で平均約42件もの職員の交通事故件数です。事故処理での対応件数も平均で毎年約四、五件あるわけですが、正確な——物損事故や人身事故も含め——5年間でのデータを教えてください。

議会の委任で専決処分を幾度となく行っておられますが、そのたびに平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより徹底し、事故防止に努めてまいりたいとの説明でございます。では、具体的に行政幹部として安全運転の指導方法はどうか、再発防止をどう図っておられるのか、お尋ねいたします。

また、内閣府の後援で自治体の方々等を対象に毎年研修会も行っておられますが、例え

ば、このような研修会は行かれるのか。また、行かれるのであれば、どの部署のだれが行き、どのように庁内へ水平展開されるのか、執行部の御所見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 庁内における交通安全指導についての御質問にお答えいたします。

まず、最近5年間で職員が当事者となった事故の件数は109件ございます。本市に責任がないものを除きますと85件の物損事故、そして1件の人身事故が発生いたしております。その内訳を申し上げますと、平成19年度が物損事故12件、平成20年度が物損事故26件、平成21年度が物損事故10件、そして平成22年度が物損事故18件と人身事故が1件でございます。また、平成23年度は——昨年12月末まででございますけれども——物損事故が19件となっております。

次に、職員の安全運転に対して、どのような対策をとっているのかとの御質問でございますが、事故を起こした職員に対しましては安全運転指導を行うことが重要と考えておりまして、総務課車両係職員を安全運転指導者として、職員への講習を行っております。この講習は、1対1での講義及び実際の運転指導を行うもので、平成22年度から実施しており、今後も継続して行っていくこととしております。

また、これとは別に、平成24年度からは全職員を対象とした安全運転研修を実施したいと考えており、現在、その実施方法を検討しているところでございます。

また、公営施設管理公社等の外郭団体や出先部門の職員につきましても、総務課車両係職員を講師とした安全運転講習を、平成22年度が2回、平成23年度が4回、実施いたしております。

次に、研修会への参加状況及びその効果は、とのお尋ねでございますが、議員御案内の内閣府後援で自治体職員等を対象とした研修会とは、財団法人日本交通安全教育普及協会が東京で開催しております交通安全教育指導者研修会のことと存じます。この研修会の内容は、子どもや高齢者への交通安全指導方法などで、指導者養成を目的としたものでございまして、本市職員は参加いたしておりません。

なお、道路交通法の規定により安全運転管理者等が受講を義務づけられております安全運転管理者等講習を、安全運転管理者及び各部で選任された副安全運転管理者が、毎年、必ず受講いたしております。そして、受講した内容で、特に全職員が習得しておかなければならないものにつきましては、先ほど申し上げました職員の安全運転指導の現場等で活用しているところでございます。

また、公用車の使用に当たり、運転者と同様に同乗者も安全確認をするよう指示し、意

識改革を図るとともに、日常点検の実施及び記録や使用前後の損傷の点検を義務づけるなど、職員の安全運転意識の保持を目的に庁用自動車管理規程を改正し、実施しているところでございます。

さらに、車両係で公用車を貸し出す際には、使用者に対しまして声かけをすることにより、より安全運転の意識を高めるようにいたしております。

今後も、職員に対する研修等を通じまして、公用車の安全運転に一層努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 御答弁ありがとうございます。

防府警察署の交通事故発生状況から見ますと、先ほど、山口県では去年の交通事故死者数が一昨年に比べて減ったと言いましたが、防府市で見ますと、死者数は一昨年に比べて、実は増えております。

企業では、労働災害防止等の勉強会でよく使用するハインリッヒの法則がありますが、要は1対29対300の法則でございますが、1つの大きな死亡災害の背景には、300の異常が存在しているということでございます。ですから、事故や災害の発生が予測されたヒヤリ・ハットの段階で対処していくことがとても必要で、よく危険予知訓練も企業では当然のように実施されていますが、これは交通災害にも役に立つツールと認識しております。

例えば、A4サイズ1枚の紙に、絵で状況図が描かれております。交差点で左折しようとしたときにどのような危険が潜んでいるか等を、みんなで話し合っただけで共通認識することも大変有効なツールですが、このような取り組みは、今まで庁内の中でやったことがあるのか。また今後の、先ほどお話がありましたけど、教育の中でとか訓練の中で取り入れるつもりがあるのか、そのような御検討をされとるのか、お聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど申し上げました外郭団体と申しますか、そういったところに、実は今、山田議員が御指摘のあったような実際の事例とか、あるいは市内の交通状況といいますか、交通事情を配慮した講習といいますか、そういったものを昨年実施したわけでございます。そこに、私も、たまたま参加させていただいたんですけども、今おっしゃられたような具体的な場所とか、具体的な、いわゆる車を運転するに当たって注意すべき事項、こういったものについて、みんなで話し合いながら、「ここではこういったような運転をされていますか」、あるいは、「どうすべきですか」といった具体例で、一応講習を行っております。

ただ、市の職員に対しましては、まだ、そういった具体的な事例についての講習は行っておりません。今後、そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） ありがとうございます。ぜひ職員一人ひとりに、そういう水平展開はしていただきたいというふうに思います。幹部の方が知っとしても全体にはつながらん話で、いろんなところで水平展開というのが、すごい大切なので、いろんな取り組みをしていただきたいというふうに思います。

先ほども少し説明しましたが、内閣府の後援で自治体の方々を対象に交通安全教育指導者及び交通安全業務に携わる交通安全教育に関する基本理論や、具体的な指導方法等についての講義及び実践発表、さらに班別の研究・協議等を、実は内閣府の後援で行っておられます。指導者等の資質の向上と実践活動の推進を図ることを目的として、実は取り組んでいるわけです。先ほど、防府市は行かれてないというお話ではございましたが。

そこで質問ですが、現在、庁内の中で管理体制、指導体制はどのようになっておるのか。先ほど、ちょっとお話がありましたけど、たしか安全運転管理者というのがありまして、副運転管理者ですか、というのも各部署に分かれとると思うんですが、実際どれぐらいあるのか。

また、人身事故や物損事故等、事故処理を行う場合でございます。当事者が事故処理をして、やらなければいけないマニュアル等が、どういうふうなものがあるのか、日ごろ、そういうことをどのように指導されてるのか、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まず最初の安全運転管理者の関係でございます。今、安全運転管理者と副安全運転管理者、全部で8名おりまして、各部署を申し上げますと総務課、課税課、生活安全課、クリーンセンター、高齢障害課、農業農村課、道路課、それと教育委員会総務課、こういった部署にそれぞれ配置しているわけでございます。それと事故処理に対するマニュアルでございますけれども、これにつきましては、当面その場のすぐの対応というものが必要になりますので、これはもちろん、その当事者が対応するようになっております。

それと、後の処理につきましては総務課の車両係、こちらのほうが中心となって相手方との相談とか、そういったものについて処理をいたしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） ありがとうございます。安全運転管理者と副安全管理者の8名というふうに。ただ、防府市の庁用自動車管理規程第4条では、数えたら9あるんですけど

ど。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 失礼いたしました。8部署で、安全運転管理者に総務課の職員とクリーンセンターの職員2名おりますので、重複しております。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） ありがとうございます。しっかり、この管理者のところから末端のところまでつながるような指導の仕方をしていただきたいというふうに思います。

職員が公用車を運転して、仮に公用車で事故を起こしてしまった場合、ある程度のマニュアルじゃないけど、その方が対応されるということではございましたが、もちろん本人の過失の場合でございますが、市民の皆さんの税金で保険を使って車両等を直すわけでございます。本人に対するペナルティーとかいうのがあるのかどうか、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 車両の損傷等につきましては、全体として防府市として市有物件の保険に入っておりますので、その保険対応ということになるかと思っております。

それと、個々の職員への対応でございますけれども、先ほど申し上げました研修会はもちろんのことですが、そのほかにも私事事故も含めてなんですけれども、本人の過失がかなり大きい場合には、市のほうで設けております分限懲戒処分審査委員会というものがございまして、そういったところでしっかりと処分してまいっているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） ありがとうございます。その辺はしっかりと精査した中で、そういう取り扱いは慎重にしていきたいという御要望はしときます。

庁用車両を運転できる人は、庁内で講習を受ける義務があるとか、運転免許を取って何年たっていないと運転できないとか、そのような規程はございますか。

それと、庁舎へ新入社員として入ってこられた方や、臨時で雇用された方等の指導はどうでしょう。新入社員教育で安全運転について指導をされるとか、先ほど1対1での指導というのもございましたが、ベテラン社員が車通勤される新入社員の助手席に乗り、実際の道路での交通指導を図るとか、やられたことがあるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 公用車の使用についての制限と申しますか、採用されて何年たたなければ乗ってはいけないとか、そういった規程は現在では設けておりません。各

職場で、上司からしっかりとした注意と申しますか、運転についての注意、心がけを言っていたところでございます。

それと、以前、私が市役所に入った当時、防府警察署のほうから来ていただいて、年に1回程度ですか、講習があったとっております。そういった講習を受けるということも必要でございますので、新年度から、そういった講習会も開いてみたいと考えているところでございます。

それと、もう一点、新入職員と臨時職員に対しましての、今言いました公用車運転に対する指導でございますけれども、基本的には臨時職員につきましては公用車運転をお願いしたことはございませんので、そちらをあれと思いたしますが。新入職員に対しまして、先ほど冒頭申しましたように、防府警察署の交通課等の御指導も、講習も受けさせてみたいなところのように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 警察署の方をお願いするのもそうなのですが、やはり、庁内におる自分たちの部下ですから、しっかり上司のところ、運転もそうですけど、いろんなところでの気配りというのは、私、当然大切なことと思っておりますので、一緒にそういうところもやることによって自分の意識も変わりますんで、ぜひ、その辺も考えていただければ、というふうに思います。

山口県の交通安全対策協議会等が主催する「無事故・無違反コンテスト150」というものがございます。山口県内に居住、または県内の事業所に勤務される方、日常的に車を運転される方が対象で、実はチームをつくって、150日間の無事故・無違反を競うものではございますが、当然、地場の企業さんも、これをやっておられます。私も毎回参加しとるんですが。市役所の方も当然登録されておられると思っておりますが、何人の方がチームをつくってやられるのか、大体どれぐらいの数になるのか、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 「無事故・無違反コンテスト」でございますが、何人の職員がというふうにおっしゃいましたけど、今チーム数で私ども管理しておりますんで、チーム数でお答えいたします。

最近3年間の参加チームと無事故・無違反チームでございますが、平成21年度参加29チーム中、無事故・無違反達成が23チームでございます、達成率が79.3%。平成22年度が参加チーム、34チームで、うち無事故・無違反チームが28チーム、達成率が82.4%でございます。本年度、平成23年は参加39チーム中、無事故・無違反が36チームで達成率が92.3%になっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 平成21年が29チーム、22年度が34チーム、23年が39チームとだんだん多くなって、大体150人か200人ぐらいになるんですかね。ぜひ——ゲームと言ったらすごい失礼な話ですけど——こういうところで意識向上を図るというのも大切なので、今後もこの辺もしっかり検討していただきたい。ただ、お金がかかる話なので、しっかり自由参加ということで呼びかけていただきたいなというふうに思います。

で、事故ということから言いますと、自動車での事故等のイメージが多いですが、安定性の悪い二輪、自転車等は交通の指導の仕方も異なると思います。そこで、まずお尋ねいたしますが、出退勤で自動車を利用される方、原動機付きの二輪で出勤される方、自転車等、この方たちの通勤状況を把握されておりましたら、教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 職員の通勤手段と申しますか、そういった状況でございますが、本庁職員が大体470名おる中で、自動車が75%ぐらいを占めていると思います。そのほかバイクが3%、自転車が12%、徒歩が6%、そして一般公共交通機関と申しますか、そういったものを使っている方が6名ですから1%、そういった状況でございます。

なお、バイク、自転車、徒歩につきましては、合わせまして大体100名程度いるのではないかなと。ですから、残りの約360名ぐらいが自動車になろうかと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） やはり、二輪、自転車は3%と12%というお話で、少ないのは少ないとは思いますが。自転車を運転される方の目線と車での目線って、これ全く違う話で、歩行者もそうですが。その中で、やはりそういう人たちを対象にした教育方法も、私は必要ではないかと思えます。

事故件数の推移も聞こうとは思ったんですが、しっかりその辺の教育体制というのを本当に真剣に考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

庁用車の「防府市庁用自動車管理規程」では、第13条で「運転者等は、運行中において交通事故が発生したときは、直ちに庁用自動車の運転を停止して、負傷者の救護、警察官への届出その他法令に定める措置をとるとともに、その状況を安全運転管理者及び所管課長又は所属の長に報告しなければならない」とうたっていますが、職員のプライベートの事故、特に出退勤、出退勤はプライベートではないですけど、所属課長または所属長に報告しなければならないとはいいわけでございます。防府市の例規類の第4類で「防府市

職員倫理規程」はございますが、その辺に該当するのは、あえて言うならば、「職員が遵守すべき倫理原則」の第3条第4号くらいかなというふうに思った次第ですが、実際のところ、報告するような規程があるのか、人事規程にうたうべきではないかとは思いますが、その辺ちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 職員の私事的な事故に対して報告義務があるかどうかということでございますが、今現状では、職員の倫理規範といいますか、そういったものに頼っております。しかしながら、所属長のほうには私事事故で、あるいは交通違反を起こしたときには、きちっと報告は上がってきておると確信しております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○5番（山田 耕治君） 職員さんを責める話ではないんで、誤解していただいては困りますけど。やはり、しっかりその辺の状況をつかんで、心のケアからいろんなことをやっていくというのも、大変重要なことと認識します。

最近、ニュースでよく取り上げられているコンプライアンスや汚職の問題もありますけど、職員の管理機能の強化も、今現在問われているところでございます。職員が十分に職務能力を発揮できる職場環境整備も、もちろん重要なことではございますが、公職員としてのモラル行動やしっかりと管理できるシステム、これをつくることが大変重要と考えます。そのことが、大切な職員の皆さんを守ることへとつながると認識いたします。

今後の執行部の幹部の皆さんの取り組みに対して、期待して、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、5番、山田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、23番、木村議員。

〔23番 木村 一彦君 登壇〕

○23番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、簡潔明瞭、誠意ある御答弁をぜひお願いいたします。今回は生活交通についてと、それから中小企業振興策について、この2つのテーマで質問いたします。

それでは、初めに生活交通について質問をいたします。

この問題については、これまでもたびたび質問してまいりました。地域公共交通機関の縮小廃止、それと高齢化によるマイカー運転困難者が増えていることによりまして、いわゆる移動困難者が、この市内でも急増しております。通院や買い物難民など、いわば生存権が奪われるような事態や、あるいはまた文化活動や友人との出会い、交流が阻害され、

投票所が近くにないために選挙権が奪われるなど、深刻な社会的な問題も起こっているわけであります。これまで、住民の移動の確保は本人や家族のマイカーに任せっきりか、あるいは交通事業者任せにされてきたのが現実であります。

しかし、今日、高齢化社会の一層の進展の中で、住民の移動の確保の問題は地域みずからの最重点課題であり、地方自治体が責任を負うべき本来的な行政サービスとして位置づけられるものとなっております。本議会でも私を含めまして、少なくない議員が、これまでこの問題を取り上げてきましたが、その背景にはこうした事情が存在しているわけであります。市当局も、これまで、さまざまな取り組みを行ってこられましたけれども、率直に言って、事態の深刻さに比べて、その進展の度合いは、はかばかしくありません。

そこで、お尋ねいたします。第1に、これまで市の取り組みはどのようなものであったのか、また、それはどのような基本的考え方に基づくものであったのか、お答えを願いたいと思います。

私に言わせれば、これまでの市の施策は、バス事業者による路線バスの赤字対策に終始していた、このように極言しても間違いのないというふうに思います。しかしこれでは問題の根本解決にはならないわけであります。地域公共交通再生への政策課題を提起している立命館大学の土居靖範教授はこのように言うております。「高齢福祉社会での公共交通の整備と充実は、まちづくりや豊かな医療・福祉・教育などを実現する土台、すなわちプラットフォームに据えられるべきである」、こういうふうに言うておられまして、したがって市町村は交通基本条例を制定して、憲法上保障された基本的人権としての交通権を位置づけるべきであると、このように主張しておられるわけであります。

この意味では市の施策も事態の後追いの、いわば対症的なやり方ではなく、もっと広い視野に立った、攻めの姿勢に立って、地域住民の目線で新たな地域公共交通の確立を図る、こういう方針に大きく転換すべきときに来ていると思います。

したがって、第2にお尋ねしますのは、この際、市内から公共交通空白地域、あるいは公共交通不便地域をなくしていくと、こういう基本的な考えに立って、それぞれの地域の実態を把握・解明し、地域住民や交通事業者とも協力して、それぞれの地域に適した新たな公共交通の確立を図る、こういう事業に取り組むべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

市は現在、徳山高専に依頼して、この面での調査・研究を進めておられるようですが、以上のことと関連して、これがどのような役割を果たすのか、徳山高専からの提言もあるようであります。その進捗状況や成果の見通しも含めて御答弁をお願いいたします。

また、市の交通基本条例を制定することについてはどのようにお考えでしょうか、お答

をお願いします。

以上、最初の質問とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 23番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、生活公共交通についての従来の市の考え方と取り組みの実態についてのお尋ねでございましたが、路線バスなどの生活交通は、高齢者や学生など、車を運転しない人にとっては欠くことのできない大切な移動手段でございます。また、生活交通は車に比べて環境に優しく、だれでも利用できることから、今日の急速な高齢化の進行や地球温暖化を初めとする環境問題を背景に、その重要性は高まってきておると思っております。

一方、車社会の進展等により利用者は長期にわたり減少傾向にございまして、生活交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

このような環境の中で、平成21年3月に市内の路線バスを中心とした生活交通の維持及び活性化策として、「みんなで守り、育てる地域の財産 生活交通」を目標とした「防府市生活交通活性化計画」を策定するとともに、「防府市生活交通活性化推進協議会」を設置しまして、まずは生活バス路線の確保を図ることを重点として、利便性の向上に向けた取り組み、利用促進に向けた取り組み、守り育てる体制づくりに向けた取り組みを進めているところでございます。

このうち、利便性の向上に向けた取り組みとしては、「防府市生活交通活性化推進協議会」において、小茅線2路線の新設や阿弥陀寺線の経路の一部変更をバス事業者に要望しまして、平成22年4月から新しい経路での運行が開始されております。

また、今年度は牟礼地区の自治会からの要望により停留所を新設しまして、地元の方からは喜んでいただいているところでございます。

利用促進に向けた取り組みといたしましては、「防府市生活交通利用促進月間」を設けて、ふだん、路線バスを利用していない人が路線バスを利用してみるきっかけとなるよう、バス半額券の実施を含め、愛情防府フリーマーケットでのバス展示や、路線バスの中にバスの絵を展示する移動絵画展によるPR、さらには、路線バスへの理解と愛着を持っていただき、路線バスをみんなで守り育てていくことにつながるよう、市内の小学校でバスの乗り方教室などを開催いたしております。

今後も引き続き、持続可能な生活交通の基本となるバス路線の利用者の増加に向け、ハード、ソフト両面からの利便性向上のための取り組みを進めるとともに、「防府市生活交通利用促進月間」における各種イベントを実施することなどにより、潜在需要の発掘に

努め、路線バスの利用促進に努めてまいりたいと存じます。

また、こうした継続的な取り組みを続ける一方で、議員御指摘のように高齢化の進展等により周辺地域などでは、残念ながら生活交通による移動が困難な場合も生じてきておりますので、コミュニティバス等の新たな生活交通の形態も検討が必要な時期に来ていると考えております。

そこで2点目の、発想の転換と住民の視点に立った施策の実施についてでございますが、現在、徳山工業高等専門学校に、防府市におけるバス路線のあり方について研究を依頼しており、その中で防府市全域のバス路線網の再検証に加え、バス路線の空白地域についての研究もお願いしているところでございます。依頼した研究では、防府市の人口分析データとGIS地理情報システムを用いたシミュレーションの分析によって現状を細かく把握することにより、本市にとって最も有効と判断されるバス交通網の編成モデルを作成していただき、本年度の研究結果として各種のデータ上から想定される交通不便地域の乗合タクシーの導入やバス停の位置の変更、また、通院を視野に入れたバス路線等についての提案をいただくこととなっております。

来年度は、その研究結果に基づいたアンケート調査を実施しまして、個別の地域に適した路線や交通体系等について地元住民の生活実態を反映したものとなるよう、さらに具体的に研究を進めていただく予定としております。

市といたしましては、その研究成果等をもとにバス事業者等と協力しながら、個別の地域にふさわしい新しい生活交通の運行形態を検討し、構築してまいりたいと考えております。また、このような検討と改善を行うことにより、議員御提案の住民の視点に立った施策の実施につながると考えております。

生活交通は非常に公共性の高いものでございまして、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障する、いわゆる交通権については国においても検討されつつある課題でございまして、御提案の交通基本条例について、福岡市では住民の移動権、交通権の理念を明記した条例を制定されておられますが、本市では現在、「防府市生活交通活性化計画」に基づいて生活交通の活性化に努め、さらに本市の新しい生活交通の運行形態等の実現に向けた取り組みを進めているところでございまして、本市で交通基本条例を制定することにつきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） それでは、再質問をさせていただきます。

今の御答弁にもございましたが、今までの市のこの面についての施策というのは、いわ

ば既存のバス路線、既存のバス事業者が行っているバス運行について、いかにそれを支援していくか。だんだん赤字路線が増えて、その赤字路線に対する補助金の額もだんだん増えるので、その対策をどうするのかと、こういうことに終始してたんではないかと——極言すればですね——いうふうに思います。

「バスを利用しましょう」というようなキャンペーンも幾度か行われましたけれども、これも私に言わせれば、ちょっときつい言い方かもしれませんが、バス利用者が減ることについての原因と結果を取り違えているんじゃないかと。つまり、今のバス事業者によるバス路線は住民の期待にこたえてない、あるいは需要にこたえてないから、結局、利用者がどんどん減っているわけでありまして、それをおいとして、どんどん利用しましょう、バスに乗りましょうと言っても、これは事態の解決にはならない、こういうふうに思うわけでありまして。

そこで今回、先ほど御答弁にありましたように徳山高専に調査・分析を依頼されて、新たな取り組みが始められた。これは私は、今までの市の政策の大転換の一步じゃないかというふうに高く評価しておるわけでありまして。

これまでも、この議会で私どもが提言しまして、先ほどの御答弁にもありました、例えば、小茅線の路線を復活させるとか、さまざまな変更点を加えられましたが、しかし、それはあくまで、先ほど申しましたように既存のバス路線の手直しにすぎない。今回、なぜ大転換かと、私が思うかということ、それは今まではバス事業者の目線でこの生活交通をどうするかということに、いわば終始してた。しかし、今回はそうじゃなくて、住民の目線で、困っている住民の目線で、何とかこの市内の生活交通、公共交通をつくり直していこう、こういう発想に立っているということが大転換であるというゆえんであります。

今の御答弁によりましても、全市的にGISなんかに基づいて地域の実態を把握して、どこにどういう交通不便地域があるのか、公共交通空白地域があるのか、こういうことを調査していくというわけですから、まさに住民の目線から、どこでどのような人たちがどのように困っているのか、これを把握していこうという、その視点に立ったということは、大きな、今までの施策からの転換だというふうに思うわけでありまして。

そこでお尋ねしますが、この徳山高専に依頼されている調査と分析の結果は、先ほどのお話では、来年度は、さらに地域のアンケートを行うということでありましたが、改めてお伺いしますが、いつごろまでに、この結果がどういう形で発表されるのか。それから、その結果、今時点で結果が出ておりませんから、はっきりしたことは言えないと思いますが、今時点では市内にどの程度の、いわゆる公共交通空白地域、バス停から500メートル以上とか1キロメートル以上離れているような地域とか、そこに何人かの

人が住んでおられる、そういう地域とか、あるいは、それほどじゃないにしても、バス停に非常に遠い公共交通不便地域、こういうものが市内にどういうふうに、どの程度存在すると予想しておられるのか。その辺のことについて、今時点で答えられる範囲で結構ですが、お答えを願いたいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、徳山高専に依頼しておりますこの調査でございますけれども、いつごろできるのかということでございます。一応、3月の中旬に、先ほど申しました生活交通活性化協議会を開催する予定でございますので、その場で御提言をいただくかというふうに今、計画しているところでございます。

そして、その研究の中で、どのぐらいの、不便地域と申されましたが、交通空白地帯と申しますか、これが見込まれているのかということでございますが、私どもも議員からの御質問にいろいろお答えしてますように、牟礼の地域とか勝間の地域とか、そういった空白地域があることは認識しておりまして、そういった、数カ所程度は実際に空白の地帯があるのではないかという御提言を、中間報告の形ではございますが、お聞きしているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） 今時点でも市内で、いわば今、盲点になっている、公共交通の盲点になっているような空白地域が幾つか存在するというところでございます。それが予想されるということでございます。

したがいまして、こうした調査結果、分析結果が出ましたら、これは直ちに、その地域地域で適した新しい公共交通システムというものを確立する作業に、行政が、まず率先して、リードして取り組んでいく必要があるんじゃないかと思うわけでありまして。

そしてこれは、これまでこの議会でもいろいろ言ってきましたコミュニティバスとかデマンドバスとか、いろんなことが今、新しい公共交通体系が言われていますけれども、一律に、この市内に一つの方式を当てはめるとするのは、私はふさわしくない。その地域地域で実情は違いますから、その地域に応じた公共交通体制、これを確立していく。これはもちろん、住民と行政と事業者と——バス事業者、タクシー事業者と——それから学識経験者等も踏まえて、練りに練っていく必要があると思うんです。当然その中には、今の既存のバス路線をどう改善していくかという問題も含まれます。それも含めて、そういう総合的な検討が必要だろうと思うわけでありまして。

そういう意味では、先進地の事例によりまして、そういう地域で、自分たちの困っているこの問題を解決するためにどうしたらいいかという、それじゃどうい、例えばデマ

ンドタクシーを使うのか、あるいはコミュニティバスを使うのか、あるいは福祉バスを活用させてもらうのか、あるいは旧来の路線をさらに改善してもらうのか、こういうことを含めて、地域住民と行政と事業者と学識経験者が、本当にひざをつき合わせて新しい交通体系をつくっていく、そのことがかぎになると。そういう推進母体をつくるのがかぎになると思うわけでありませう。

その点で、この地域公共交通会議、これは道路運送法で決められておりますけれども、これを地域で、それぞれの地域でつくっていく。このことについて、今どういうお考えに立っておられるのか、御答弁を願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、議員御指摘のように、地域ごとに適切な公共交通の体系をつくっていくということが一番大事だと考えております。

そういったことで高専のほうで出させていただきますシミュレーション、いわゆる分析結果につきましては、大変、その基本となることが参考にできるのではないかなというふうにご考えております。

そうした中で、交通需要地域と申しますか、潜在的な需要がある地域に、じゃあ、どういった新たな交通体系を模索していくのか、検討していくのかということにつきましては、御案内のように道路運送法に基づきます地域公共交通会議、これを設置して、市全体として協議していく必要がございます。そういった形の中で、必要であればといいますか、今後、具体的なそういった手法について協議していく場として考えておりますので、今後につきましては、そういった協議会の設置、地域公共交通会議の設置も視野に入れていこうとご考えております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） わかりました。

そこで、今、全市的に、一斉に各地域で、それぞれのところでのふさわしい交通体系確立の取り組みをするのかどうかということについては、私も全市一斉では難しいと思うんですが、当面、今、考えておられる順序といいますか、日程といいますか、それがありましたら、とりあえずはこういうふうにしていこうというふうにご考えておられることがあれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 本市の公共交通体系の中で、一番、今、危惧しているところは、やはり周辺地域だと考えております。そうした中で小野の久兼のあたり、あるいは大道の切畑のあたり、また、もう一点は富海地域についても高齢化が進んでおりますので、

そういったところも考えていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） ぜひ、早く具体化をしていただきたい。その際に、私は別に既存のバス事業者を敵視したり、タクシー事業者を敵視したりするわけではありません。そういう人たちの協力を大いに得ながらやっていかなければ成功しないわけではありますが、それにしても、従来の路線にこだわることなく、本当にその地域にふさわしい交通体系は既存のバスじゃなくて、例えばデマンドタクシーが適切だということの結論が出れば、大胆に、思い切って、そういう施策もとっていただきたいということを要望して、この項についての質問は終わりたいと思います。

それでは次に、中小企業振興策について御質問をいたします。

市は、昨年度から、新たな取り組みとして市内製造業の実態調査に着手されました。これは議会の産業建設委員会での議論等を通じて具体化されたものでありまして、市の中小企業対策、ひいては市の経済対策を、これまでのような金融支援策中心の従来の枠から脱却して、地域経済の再生を目指すものに高める、その端緒になるものとして、私は大いに期待もし、高く評価できるものだと考えているところであります。この調査結果の詳細は、後日、産業建設委員会等に詳しく報告されるものと思いますので、ここでは余り詳しくお聞きはいたしません。現時点までの取り組みの状況について、この点についてお知らせを願いたい。まず最初に、そのことを御答弁いただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それでは、お答えをいたします。

平成23年度中に実施をしております市内製造業の実態調査についてのお尋ねでございますけれども、平成23年度の中小企業振興への新たな取り組みとして、製造業を中心とした、市内に本社・本店機能を有する中小企業を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

まず、アンケートを実施するに当たりまして、市と防府商工会議所とで先進地事例の東京都墨田区や東大阪市等を参考に、調査項目等について協議をし、作成しましたアンケート内容の素案及び調査先等について、9月26日の産業建設委員会へ報告したところでございます。

その後、製造業を中心とした市内に本社・本店機能を有する中小企業に対しまして、「中小企業の経営実態と今後の施策ニーズに関するアンケート調査」を実施いたしまして、11月末までに165社の回答がございました。回答いただきましたアンケート調査票を

12月までに集計・分析した後、回答をいただいた企業の中から50社余りを、防府商工会議所とともに、1月から3月末までの間に直接訪問をして、経営者の方から貴重な御意見や御要望をいただいているところでございます。

アンケート及び訪問調査の結果等につきましては、今後、いろいろな機会を通じて報告するとともに、本市の中小企業振興策へ反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） 過日の産業建設委員会での議論も、東京都の墨田区とか、あるいは東大阪市その他の先進事例のことが出されまして、例えば東京都墨田区では、ちょっと数は思い出せませんが、1,000以上の大変たくさんの中企業について、区の職員が、課長以下ほとんどの職員がそれに取りかかって、百数十人が取りかかって、まさに悉皆調査、すべての中企業の、区内の調査を行ったと。そこから、さまざまな課題と展望が生まれてきたということでありました。

我が防府市においても、これまで市内の中企業の、そういう実態調査ということは全くやってこなかったわけでありまして、それに今回着手されたということは、大変大きな意義があるし、この第一歩を、さらに大きく生かしていただきたいというふうに、まず、最初に思うわけであります。

そこで、再質問であります。今回のアンケート結果を、いかに市の中小企業振興策に生かすか、これは今後の重要な課題になってくると考えております。今後、産業建設委員会の審議などを通じて、もっと集団的な検討がなされるとは思いますが、私はここで先進例などを参考にしながら、実態調査に基づいた振興策のあるべき方向について、1つの問題提起をしておきたいというふうに考えておるわけであります。

地域経済再生のかなめとなるのは、地域内の再投資力だと言われております。地域内の経済循環という言い方もされております。近年、経済のグローバル化と構造改革政策によって、地域経済が急速に衰退してまいりました。輸出大企業を中心に海外への直接投資と生産シフトが進み、国内の工場の閉鎖や縮小による雇用喪失、下請企業の転廃業が急増しております。

また、規制緩和による農林水産物や中小企業製品等の輸入拡大と大型店の郊外展開等によって、地域経済の根幹を担ってきた農業や地場製造業、地域小売業の急速な衰退が進行しました。とりわけ、日本経済が物づくりから大きく後退したことは、地域にも深刻な状況をつくり出しております。

このような中で、公共事業のような1回きりの投資や、誘致企業のように地域で生み出された所得を本社のある大都市、都心部に移転してしまい、地域内で資金が蓄積、循環し

ない状況が常態化してまいりました。これでは地域の持続的発展は望めないわけでありませう。そうではなくて、地域内に投資決定の主体があり、それを中心に繰り返し再投資する活動を強化することが地域内再投資力を高めることとなります。

先ほど申しました東京都墨田区や、また大阪ナニワ企業団地協同組合などの先進的な取り組みは、こうした認識の上に立ち、中小企業振興の目的を、単に個別経営の経済活動だけに絞るのではなく、非経済的側面も含めて、幅広い地域づくりに置いているのが特徴であります。地域づくりを目指している、地域内再投資力をつくるための地域の宝物探し、中小企業経営者も参加する産業振興会議を設置して、産業会館や中小企業センターの設置、あるいは異業種交流によるネットワーク事業などを、これらの先進地では進めております。そして、中小の下請企業経営者同士が新しい共同受注関係をつくり、長年蓄積してきた優秀な技能や技術を生かしながら、下請から横請への転換を図って注目されております。

共同受注の取り組みは、地域内産業連関によって、地域の個性を意識的に維持・創造する取り組みでもあります。こうして、個々ばらばらではなく、その地域の中小企業の産業の連関した力を生かしながら、地域全体として企業力をつけ、その地域内の再投資力を強めていく、このことが我が市においても、今、必要になってきてるんじゃないでしょうか。

そこで、以上述べたことと関連しながら、今回の調査結果に基づく中小企業振興策の将来展望について、今、お考えになっていることをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今回、実施いたしました中小企業のアンケート調査の中で、支援制度などの活用状況と今後のニーズにつきまして、各企業の御意見をいただいております。

その調査内容といたしましては、販路、新技術開発支援、連携支援、人材支援などについてでございますが、このうち連携支援につきましては、大学との連携、共同事業企業の紹介、商社・問屋などの流通企業の紹介、さらには特許情報、新技術等の提供などの項目について回答をいただいております。

議員から御紹介がございました先進的な取り組みの事例は、中小企業新興のためには中小企業間の横の連携が必要であり、その連携によりまして、地域全体としての企業力をつけ、地域内再投資を強めていくことが重要との御指摘だと存じております。

したがいまして、この今回の調査結果を、今後の中小企業の振興対策へ反映してまいりたいというふうに現段階では考えております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○ 2 3 番（木村 一彦君） 実はい先般、市議会とそれから防府商工会議所の懇談会がございました。そこでも、商工会議所のほうから、さまざまな、市議会に対する要望がござっております。公共工事の継続的な実施とか、住宅リフォームの継続推進とか、上下水道工事、耐震化工事の前倒し発注とか、学校施設の耐震化工事の推進、民間住宅建物の耐震化診断補助制度の周知徹底と補助額の拡充。それから、もう一つの大きな問題として、県立農業大学校を中心とした農業観光ファームランドを建設する件について。それから、もう一つは人材バンク・マイスター制度の設置について。これらが、以前から市議会に対する要望、市に対する要望として出されておりましたが、改めて、この懇談会の場にも出されたわけでありまして。

これらは総じて、やはり、私が最初申しましたような地域内の経済循環といいますか、その地域に独自の波及効果をもたらす、そういう事業を市が率先して支援してほしい、こういう御要望だったように思います。

ですから、いわば誘致大企業に頼るだけではなくて、それにも必要ですが、だけではなくて、もっと地場の力を引き出していく。地域の宝物探しと言いましたけれども、この地域の、例えば、防府市内の製造業の持っている宝とは何なんだろうか。例えば、先ほどの先進例でいいますと、製造業の中でも中小企業に本当の技術力があるということは、今までいろんな機会に言われております、指摘されております。例えば、糖尿病のインスリン注射の細い針を開発した。刺しても痛くない針の開発。これも、国内の中小企業が開発した技術であります。それから、有名になった大阪の中小企業が共同して打ち上げた人工衛星、ちょっと、名前忘れちゃったけど、そういうものも、これも中小企業の技術力を結集したものであります。

ですから、日本の中小企業、日本の物づくりというのは、大企業にはそれらの集積したものが集められますけれども、本当にそういうものを開発し、努力してる、また、蓄積してるのは、中小企業にこそ、そういう優れた技術、ノウハウがあるということを改めて指摘せざるを得ません。

ですから、我が防府市の製造業、中小企業の中にも、必ずそういう宝物があるんじゃないかというふうに思います。今回のアンケート調査が、そういう宝物の発見に役立つ、そして、それを生かす方策をこれから追及していく、その端緒になればいいなど、心から願っているわけでありまして。

その中で、先ほど申しました商工会議所から出された人材バンク・マイスター制度、これについては、既に県の補助も得まして、防府市もこれを確立していこうということを決めておられるようでありますので、これも、そういう技術を継承し、発展していくという

点で非常に意義のあることだと思います。

そこで、改めてお尋ねしますが、これらを進めていく上で——ちょっと先走りですが、墨田区とかナニワ企業団地とか、こういうところの先進例を見ますと、産業振興会議というのをつくっているんですね、中小企業が主体になって。これは、もちろん中小企業の経営者の方たち、それから学識経験者、行政、これらが入って、その地域の産業をどういうふうに振興していくかということ、ああでもない、こうでもない、いろいろ論議し、研究していく、その母体になってる会議があります。こういう会議を将来的に設置する考えがあるのかどうか。

それからもう一つは、もっと具体的な話として、そういう振興策を進めている拠点になる施設、つまり産業会館とか中小企業センター、こういうものを設置して、そこにいろいろなノウハウも集積し、また支援策を集中し、新たな開発もしていく。そういう具体的な母体、そういう施設ですね、こういうものをつくる考えがあるのかどうか。その辺の展望を持って進めておられるのかどうか。このことについても、お尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） かなりマクロな御質問でございますので、私のほうから概略申し上げさせていただきたいと思います。

その産業振興会議、仮称なるもの、確かに時代の要請の中で必要なものと考えているわけでございます。

本市におきましては、幸いなことに地域工芸・地場産業振興センターが防府に立地をいたしております。そのセンターの横というか、上には商工会議所があるわけでございまして、これらの機関と、また県ともよく協議をしながら、その会議なるものにつきましても考えてみなくてはならないのではないかと、そのように思っております。

いずれにしましても、本市というよりも日本国全体が、1次産業も2次産業も3次産業も、すべて衰退の傾向にあるわけでございまして、その辺のてこ入れというものを那边からスタートしていくかということについては、国において十分考えていただかなければならない大きな課題であると、そのように認識をいたしております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） 今、いわゆるデザインプラザの話が出ました。私も、今、この地域工芸・地場産業振興センター、いわゆるデザインプラザが、こういう産業会館のもとになり得る可能性を持ってるじゃないかというふうに常々考えております。しかし、現状は、私が提起したような、こういう新しい地域振興策の中心になるような状況ではとて

もないと言わざるを得ません。

したがって、これは市独自でできるるところと、国・県の支援を仰がなければできない問題がありますけれども、しかし、ここをもっと人材的にも機構的にも充実させて、せめて、今、防府市の中小企業、あるいは製造業に特化してもいいんですが、こういうところの情報交換の場にもなるし、あるいはその人たちが、中小企業、製造業の方たちが要望している、先ほどの御答弁にもありました新技術の開発とか、それから提携相手の紹介とか、こういうことをやっていけるように、まず、一気ににはできないと思いますが、していくという展望を持って、このデザインプラザの機能を強化していくことが必要じゃなかろうかというふうにも思います。

これは、お金もかかることですが、しかし、これは本当に市内の中小企業の方々、あるいは製造業の方々が必要だと痛感されれば、自分たちでもお金を出し合って経営していこうということにもなるだろうと思います。

そういう点で、今の、市長の答弁にもありましたが、そういうデザインプラザを拡充・強化していく、そういう展望については、今、いかがお考えでしょうか。お答えできれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 同じことの繰り返しになりますが、展望がそこにあると、このように思っているわけでございます。

○23番（木村 一彦君） はい、ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○23番（木村 一彦君） 議長、すみません。

まだ、調査結果が出ておりませんし、また、この調査も製造業に限られておるし、その中の、また部分的なものに限られておりますので、そこで全面的に防府市の抱えている、中小企業の抱えている、あるいは製造業の抱えている問題が明らかになるとは思いませんが、しかし、これが、おいおい明らかになるにつれて、市内の中小企業振興、製造業振興の方策も、おいおい見えてくるのではなかろうか。議会の産業建設委員会でも、その点をやはり全力で追及して、新しい、何といたしますか、地域全体の中小企業が力を発揮していく、そういう方向に向けて努力を議会としてもしていきたいと思いますので、行政の側も、そういう展望を持った上で、現状打開の方向を追及していただきたいということを要望いたします。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、23番、木村議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。次は、16番、大田議員。

〔16番 大田雄二郎君 登壇〕

○16番（大田雄二郎君） こんにちは。明政会の大田雄二郎でございます。間もなく東日本大震災から1年となる3月11日を迎えますが、被災地の復旧、復興が進むことをお祈りします。

それでは、通告の順に従い質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、国道2号の富海拡幅工事と景気対策、雇用対策等についてお聞きします。

一般国道2号は、本州の大阪市を起点として九州の福岡県北九州市を終点とする日本の主要国道であり、経済活動の大動脈です。そして、大阪市から450キロ地点にある防府市富海の富海公民館で、国土交通省担当者による一般国道2号、富海拡幅工事の第1回事業説明会が、昨年12月に実施されました。また、今年2月20日から2月22日まで3日間、第2回事業説明会が開催され、私も出席しました。

この一般国道2号、富海拡幅工事は、周南市戸田から防府市富海の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を目的とした延長3.6キロメートルの道路です。また、平成23年度新規着手として、測量、地質調査、道路設計をしています。そして、周南市戸田の2.4キロメートルについては、二井山口県知事が昨年の山口国体に間に合うように供用開始しますと約束され、実行されました。2.4キロメートルの区間で供用開始されたおかげで、交通混雑の緩和及び交通安全の確保がされ、周南市の景気対策と雇用対策に貢献しています。実現に御尽力いただいた皆様にお礼申し上げます。

それでは、一般国道2号、富海拡幅工事について、本日議長の許可をいただいて議場に持ち込んだ、この現地航空写真を使用してお聞きします。

この現地航空写真は、一般国道2号、富海拡幅工事現地を、周南市戸田側から防府市富海の2号線バイパスのトンネル側を向いて撮影したものです。現在の国道2号を黄色の点線で表示し、下側が周南市戸田側で富海拡幅工事の起点とし、上側が防府市富海の2号線バイパスのトンネル側で終点とします。富海拡幅工事は現在の国道2号から下の斜面部分と宅地部分、そして一部山側に拡幅し、近くを通っている山陽自動車道と同じく、直線部分を多くして、カーブを曲がりやすくする設計とのことです。国土交通省の富海拡幅工事

の事業説明会では、平成23年度予算で、3月から工事区間3.6キロメートルの現地の測量、地質調査、道路設計をする予定です。そこで、一般国道2号、富海拡幅工事の工事説明と工程表、景気対策と雇用対策についてお聞きします。

次に、拡幅用地内にある、伝説、毛利時親卿墓の移設についてお聞きします。

そして、国道2号線と拡幅用地内にある小峠遺跡についてお聞きします。

国道2号線の南側にある脇古墳と脇遺跡等の保存についてもお聞きします。

それでは、よろしくお願ひします。

○議長（安藤 二郎君） 16番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、一般国道2号、富海拡幅工事の工事説明と工程表、景気対策と雇用対策についてのお尋ねでございますが、本市におきましては、市民生活の基盤を確立し、国民の共通資産である社会資本を整備することが重要と考え、中でも道路は都市基盤の根幹をなすものでありまして、「安全・安心なまちづくりは道づくりから」と、道路網の整備に取り組んでいるところでございます。

特に、国道2号の渋滞解消につきましては最重要課題と位置づけているところでございまして、私は市長就任以来、国に対しまして、富海地区及び大道地区未整備区間の拡幅、富海・牟礼地区及び佐野地区の4車線化の促進、また、冲高井・佐野両交差点の立体化の促進についての要望を毎年継続して行っておりまして、今年度、国の直轄事業として富海地区の拡幅事業が採択されたところでございます。

富海地区の拡幅事業の概要につきましては、議員、おっしゃられたとおり、国道2号の交通渋滞の緩和及び交通安全の確保などを目的とし、事業区間は周南市戸田から防府市富海間の延長3.6キロメートルでございます。

ルートについてでございますが、椿峠付近では現道南側の山林部分を広げ、そこから新川までは集落側に盛土を行い、富海公民館までは現道を両側に拡幅する工事となっております。現況幅員は10.5メートルの片側1車線でございますが、整備後は全幅25.25メートルで、車道は片側2車線で、上下合わせて4車線となり、両側には3.5メートルの歩道が設置され、全体事業費は約90億円が見込まれております。

次に、工程でございますが、今年度は既に測量、地質調査及び設計案の作業が終わり、防府市側については2月20日から3日間、地権者及び地域の方々を対象とした設計説明会が開催されたところでございます。今後、事業に必要な用地幅がわかるように、仮幅杭が設置される予定となっております。その後、境界立会、土地建物の測量調査が行われ、

用地取得や物件移転、工事説明会を経て、工事着手される見込みとなっております。

なお、この事業は、大規模な事業でございますので、予算確保及びその他の条件等もございりますが、現状では事業期間が7カ年と聞いております。

次に、景気対策と雇用対策についてでございましたが、この事業は多くの市民や事業所の皆さんに御協力をいただく大規模な事業でございます。国土交通省へ市内業者を最優先に指名していただくよう強く要望いたしているところでございますが、今後もその姿勢をしっかりと堅持してまいりたいと思っております。

次に、拡幅用地内でございます、伝説、毛利時親卿の墓の移設についてお答えをいたします。

毛利時親は鎌倉時代の武士で、鎌倉から京都に上って評定衆となり、その後、安芸の国の吉田に引退し、城を築いたと言われております。富海にある、この時親卿の墓は、江戸時代に近くの畑から石塔の一部が掘り出され、時親の法名である了禅と刻まれていたことから時親卿の墓石と考え、祭られたものと言われております。時親卿の墓かどうかという歴史的事実はともかく、このような伝承があつて明治時代に毛利家が整備をしたということでございまして、この墓について、市は文化財的な価値があるという認識を持っております。したがって、この時親卿の墓につきましては、一般国道2号の拡幅工事に当たり、現在の場所から近いところに移設ができないか、国土交通省と協議をしているところでございます。

次に、一般国道2号と拡幅用地内にある小峠遺跡につきましては、国土交通省が県の教育委員会と計画協議に入っており、今後、県と市の教育委員会において遺跡の状況を確認し、必要であれば試掘調査、発掘調査を行うこととなります。

続きまして、一般国道2号の南側でございます脇古墳と脇遺跡等の保存につきましては、一般国道2号と離れており、工事による直接の影響はございません。

以上、御答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 市長の前向きな答弁、ありがとうございました。

先ほど市長からお話もありましたように、この国道2号富海拡幅工事については、国土交通省のほうに確認いたしましても、工事費の概算、今市長がおっしゃいました90億円、それに近いぐらいの大規模な公共工事になりますし、その続き、周南市戸田の2.4キロメートルについては、総工事費が80億円かかったということで国土交通省のほうから確認しております。

それでは、再質問として、昨年の山口国体に間に合うように供用開始された国道2号、

周南市戸田拡幅の2.4キロメートルの区間の工事期間と国土交通省の支出額については今お話ししましたので、あと、これからやる防府市富海拡幅の3.6キロメートルの区間の工事期間、先ほど市長は7年とおっしゃいましたけれども、まだ工事着工——今、測量作業の予算までしかついておりませんので——これから工事着工するに当たって、いつごろ工事着工できるか、それから完成の予定、その工程表と国土交通省の予算、景気対策、雇用対策についてお聞きしますということで再質問を予定しておりましたし、市長が先ほど、できる限り、この国土交通省の工事については防府市内の業者を使っていただくようお願いしたいと、そういうふうに市長がおっしゃいましたので、それをできる限り守っていただいて、防府市内の業者の景気対策、雇用対策に貢献していただければと思います。

次に、松浦市長にお聞きしますが、伝説、毛利時親卿の墓の移設と小峠遺跡の件は、拡幅用地内にあるので、国土交通省と山口県、防府市で協議していただき、駐車場も整備してほしいとの市民からの要望があります。

また、国道2号の南側にある脇古墳と脇遺跡等の保存についても、富海地域と防府市が、古墳時代の3世紀から5世紀のころから栄えていたということの証拠でもあり、小学生、中学生、高校生、市民の教育にも役立ちます。教育日本一を松浦市長が言われるのなら、この件についての見解をお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど壇上からも答弁いたしましたが、小峠遺跡につきましても国土交通省が県の教育委員会とも計画協議に入っておられます。今後、県、市の教育委員会において遺跡の状況を確認をして、そして必要であれば試掘、あるいは発掘調査を行ってまいりたいと思っております。

それから、脇古墳につきましても、これは横穴式の石室を主体部とする古墳時代の後期の古墳のようでございます。現在は本来の盛土が失われておりまして、石室の石組みが一部露出いたしているようでございます。安全管理、あるいは説明板等の設置につきましても、土地所有者の御協力、あるいは地元の富海史談会の皆様方とよく協議をして、協力できることはしっかり協力させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございます。

そして、再質問として、この国土交通省の富海拡幅工事について、過去いろいろ、松浦市長も国土交通省様、山口県、それで山口県の二井県知事様のほう、いろんな要望とか、そういうのをさせていただいていると思っておりますけれども、その辺の、これまでの状況と今後

の、これからの要望について、松浦市長のほうからお聞かせ願えればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 富海の、一たび事故が、あの国道2号で発生いたしますと、ほかに東西へ行く道が一般的にはございませんので、大変な渋滞を来していたわけでございます。そういう観点から、国道2号の拡幅の中でも、特にあそこは周南市さんと協力をして、旧徳山市さん時代から懸命な陳情活動を共同で行ってきていた区間でございます。数年前に徳山市側のほうが工事採択されて、認可されてまいりまして、そして工事のつち音が響いてまいりましたので、いずれこちらのほうへ、西へ向かってくると、このように確信をいたしていたわけでございますが、そこに東北大地震が勃発をいたしまして、さてさて、どうなっていくのかなあと大変な不安を抱いていたわけでございますが、一昨年夏には当時の国土交通大臣がわざわざ御視察にお入りをいただいて、私もお目にかかせていただき、図面を広げて御説明も聞いていただいたわけでございますが、もう長年の、10年以上の念願が、ようやくここにきて実ったと、このように極めてうれしく感じているところでございます。

ただ、これに安心することなく、引き続きの懸案事項でございます高井交差点、あるいは大道の交差点等々、まだまだ国道2号につきましては、いろいろと国土交通省のお力添えを願わねばならないところがたくさんございますので、これからも引き続き要望活動をしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、御協力いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

それでは、次の質問事項に入らせていただきます。貞観地震津波は平安時代の869年、貞観11年、宮城県などを襲った巨大津波、地震の規模はマグニチュード8.3と推定と。史書「日本三大実録」には、宮城県多賀城市の城下まで津波が侵入し、建物の倒壊や地割れで被害が出たと、1,000人が溺死したなどと記載。仙台平野や福島県相馬市など太平洋沿岸の広い範囲で、貞観津波が運んだ砂などが見つかっていると。東日本大震災を起こした東北地方太平洋沖地震は貞観地震の繰返しとする見方が有力と、平成24年2月26日付、山口新聞に記載されております。

また、平成24年1月28日に山口県が開催された山口防災シンポジウムに出席したところ、山口大学教授から、山口県内で10年から15年以内に、東海・東南海・南海大地震等の西日本大地震が発生する可能性が高いとの説明がありました。

また、平成23年5月24日付、文部科学省大臣官房文教施設企画部長からの通知によりますと、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の改正についてと。この中で書いてあることは、今回の改正では公立学校施設の耐震化にかかわる目標として、平成23年度から27年度までのできるだけ早い時期に、小学校や中学校をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を完了することを目指すことを施設整備基本方針の中に位置づけたところだと。平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、公立の義務教育諸学校等施設の安全性を確保することが極めて重要であることが再認識されたところであり、一刻も早く、そのすべてを耐震化することが最大の課題となっていますと。各地方公共団体におかれては、公立学校施設の2次診断等を本年度中に実施するとともに、各地方公共団体における耐震化に関する計画を速やかに見直すなど、平成27年度までのできるだけ早い時期における耐震化の完了に向けて、積極的な取り組みをお願いしますと、こういう通知が出ております。

そこで、2番目の質問として、西日本大地震に対する小・中学校等の耐震化工事等についてお聞きします。

最初に、東海・東南海・南海大地震等の西日本大地震に対して、右田小学校の改築・建替工事の工程表についてお聞きします。

次に、桑山中学校の改築・建替工事の工程表についてもお聞きします。

そして、市内すべての小・中学校の耐震化工事の工程表についてお聞きします。

また、市内すべての避難所の耐震化工事の工程表についてお聞きします。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは、西日本大地震に対する小・中学校等の耐震化工事等についてお答えします。

議員御承知のように、海溝型地震による被害想定については、現在内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、検討が進められており、その結果の公表が待たれるところですが、巨大地震に備えることは重要であると考えております。特に、小・中学校施設を初めとする公共施設の耐震化は急務でありますことから、耐震補強、あるいは改築を行うことにより、できる限り早期に施設の安全性を確保する必要があります。

御質問の右田小学校の校舎の改築につきましては、学校敷地の南側の位置に校舎を全面的に改築する方針としております。平成24年度においては、まず、校舎建て位置に当たる敷地南側部分で、下右田遺跡に係る発掘調査を行います。また、校舎の改築基本設計、

実施設計業務を平成24年度から25年度にかけて進めてまいります。改築工事については、平成25年度から26年度までの2年間で実施し、平成27年度には既設校舎を解体の上、水路改修などの防災関連の工事を行う計画としております。

次に、桑山中学校の校舎の改築につきましては、南校舎と中央の校舎を改築することとしており、平成24年度に設計業務を行い、改築工事については、平成25年度から27年度までの3年間で、2つの校舎を順次、建て替える計画としております。なお、既設の校舎の位置に、新校舎を建て替える場合には、仮設の校舎が必要となってまいります。仮設校舎の位置等については、設計業務の中で決定していくこととなります。また、耐震性のある北校舎の改修等につきましても、設計に反映したいと考えております。

次に、市内すべての小・中学校施設の耐震化についてお答えします。学校施設の耐震化は、平成19年度に策定した防府市立学校施設耐震化推進計画に基づき、耐震性の低い建物から、耐震化を進めてまいりました。議員御承知のように、昨年5月、国において、平成27年度までの早い時期に学校施設の耐震化の完了を目指すという方針が示されたところですが、本市といたしましても、この方針を念頭に置きながら、耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今年度改築対象3校4棟の第2次耐震診断を行い、先ごろ市内の小・中学校の校舎・体育館すべての診断結果が出そろいましたことから、現在、防府市立学校施設耐震化推進計画の改定を進めているところでございます。改定作業が完了しましたら市議会に御説明申し上げたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、私からは、市内すべての避難所の耐震化工事の工程表についての御質問にお答えいたします。

現在、本市では、公共施設の第2次耐震診断を進めているところでございますが、昨年9月議会で御承認いただいた補正予算によりまして、5施設7棟の建築物に対し、第2次診断を現在、実施しております。また、新年度におきましては、8施設10棟を対象に第2次診断実施のための経費をお願いしているところでございます。そして、こうした中、市の公共施設が避難所となっている施設には、各小・中学校や防府市公会堂、文化福祉会館、保健センター、公民館、福祉センター、またソルトアリーナ防府や武道館等がございます。

このうち現在、耐震化事業を進めております小・中学校施設を除く避難所の中で、第2次耐震診断の対象となる建物は7施設でございます。第1次耐震診断のI s値が低い順で

具体的に申し上げますと、I s 値が0.05の文化福社会館、0.35の防府市公会堂、0.36の宮市福祉センター、0.46の右田福祉センター、0.47の玉祖福祉センター、0.55の野島漁村センター、0.61の牟礼福祉センターの以上7施設でございます。

このうち、I s 値が0.3未満の文化福社会館につきましては、先ほど申しましたように現在、第2次診断を実施中でございます。残り6施設につきましても、平成24年度において実施を予定いたしておりますので、これら7施設の第2次診断をできるだけ早期に終え、次のステップとなります公共施設耐震化整備計画の策定に取りかかりたいと考えております。現段階では、年度別の工程まではお示しすることができませんことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございます。右田小学校の校舎の改築・建替計画について再質問します。

昨年12月に市教育委員会が右田小学校の地元説明会をされたということですが、右田小学校の特性として、4点あります。

まず1番目として、土砂災害警戒区域、そして北隣に急傾斜地、崩落危険区域があるということ。

2番目として、佐波川浸水区域があるということ。

3番目として、先ほど答弁の中にもありました下右田遺跡区域があるので、発掘調査が必要ということ。

それから4番目として、今度、校舎を南側に建てるとした場合、新幹線の車両による騒音源、音の問題が出てくるということです。

以上4点に対する対応についてお聞きします。それでは、よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今、4点ほど問題点を言われましたが、昨年の地元の説明会で今、右田小学校の学校敷地が置かれている、そういった問題について御説明をいたしました。それぞれ、そのときに対応策をお話ししたわけですが、地元PTAの方々から、今の土砂災害警戒区域の件について、学校の北側に治山園庭があつて、前回の大雨のときには、そのおかげで随分助かったということなのですが、それがそのときはかなり埋まっておるというお話がございました。そのときに、それをまず何とかして、それから計画を進めていくべきではないかというような御意見もいただきまして、私ども地元の市議員さんをお願いいたしまして、一緒に県の土木事務所のほうにお願いに参りまして、前向き

なおお答えをいただくことができました。その園庭の修設についてですね。

ほかの件につきましては、佐波川の洪水については、そのときの御説明としては、ちょうど学校敷地がその境界付近にあって、学校敷地が少し高くなっておりますので、その点はほぼ心配要らないのではないかというふうな御説明をしております。あと急傾斜、これは県のほうで対策は一応とられておるところでございます。それから、下右田遺跡については、新年度の予算で発掘調査を事前に実施するというようにしております。

新幹線の騒音につきましては、この計画を樹立する際に、事前に騒音調査を実施しております。建築の際に、その騒音への対応というものは、建物の設計のときに対応していくと、考慮していくということにしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

次に、再質問2として、桑山中学校の校舎の改築・建替計画について再質問します。桑山中学校の校舎の改築・建替計画については、校舎が昭和20年代から30年代に建築され、危険であるので、至急改築・建て替えの必要性があります。そこで、右田小学校の下右田遺跡の発掘調査の間に、桑山中学校の校舎の改築・建替計画を先に進めていくということについてお聞きします。この件について答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 桑山中学校の設計につきましては、新年度に予算がついておりますので、新年度になりましたら進めていく予定にしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

次に、右田小学校と桑山中学校の改築・建替計画と市内すべての小・中学校の耐震化工事、そして市内すべての避難所の耐震化工事の完成予定と全体の必要額についてお聞きします。防府市の景気対策と雇用対策になります。この件について答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校施設の耐震化の推進計画につきましては、現在、見直しを進めておまして、間もなく公表できる段階になるのですが、ちょっとまだできておりませんので、また御説明できるときになりましたら御説明したいと思いますので、すみません。よろしくお願いたします。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） わかりました。それでは今、教育部長が答弁されたように、公表できるようになってから、議会のほうも含めて、市民にも公表していただくということですね。

次に、3番目の質問に入らせてもらいます。

平成21年7月21日に発生した市内被災地の復旧・復興工事についてお聞きします。平成21年7月21日に発生した中国・九州北部集中豪雨による市内被災地の復旧・復興工事の工程表についてお聞きします。なお、この写真は防府市が作成した中国・九州北部集中豪雨、防府市の被災状況、平成21年7月21日発生、本の11ページと12ページに出ている防府市大字真尾の大歳神社付近の全壊家屋の写真であり、市内被災地の復旧・復興工事はまだ済んでいません。これが市内被災地の被災者の市民の声であり、証拠です。松浦市長は、市内被災地を歩いて、被災者の市民の声を聞いてみてください。この件についてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） それでは、平成21年7月21日の中国・九州北部豪雨災害による災害復旧工事につきまして、市関連のものにつきましては、すべて現在完了いたしております。また、小野・右田地区の土石流により被害を受けた箇所につきましても、国、県が砂防堰堤の工事を実施いたしております、平成26年度にはすべて完了する予定というふうになっております。議員御指摘の真尾石原大歳地区普明寺川の河川改修につきましては、現在、県が堰堤工事に関連する流末水路の設計業務を行っておりますので、今後につきましては、県と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 今、答弁で部長は、防府市の復旧・復興工事は済んでいると言われましたけれども、まだ防府市内、ここを含めて、真尾、大歳含めて、大崎地区復旧・復興工事は済んでおりません。部長、これ、行かれましたか。今、答弁された、ここです。真尾、大歳神社の南側のところ、これがいわゆる平成21年7月21日被災後の写真ですし、その前が、この写真全部、被災者の方からお借りして、きのう、土曜日、日曜日も被災者の方と現地ですべて話をし、まだ復旧・復興工事が済んでいないと。特にこれが、平成21年7月21日以前のこの真尾、大歳神社の南側の方の自宅です。この復旧・復興工事が済んでいないというのが、この写真にあります真尾の上野原の墓地のところ、ここに行くところの防府市の法定外公共物の道路が全く復旧・復興されていない状態です。

これについて、部長にもう一度お聞きします。昨年、真尾公民館で山口県土木事務所の

砂防堰堤の説明会があったときに、防府市の職員がその場におられて、山口県の担当者から、この真尾の上野原墓地へ行く防府市の法定外公共物の道路については、防府市で復旧・復興してくださいと。防府市の担当者もそういうふうにしますと言われて、そのままの状態です。この件についてお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 先ほど災害・復旧工事につきましては、市関連のものはすべて完了いたしておりますと申し上げましたが、市道なり河川なりの、市が関連しておる部分についてのことでございました。それで今、議員御指摘の真尾地区の法定外公共物というお話でございますけれども、これは今現在、工事用道路として使用しておられる箇所でございますか。これにつきましては、現在、上流側の砂防ダムの工事の工事用道路として、現在、使用しておられますので、それが完了後、そういった復旧方法について協議したいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 今部長の答弁のあった山口県が砂防堰堤をつくっている工事が終わり次第、平成26年度までには砂防堰堤、全部あそこ、完了する予定ですがけれども、その後復旧しますと、今、部長、復旧しますとおっしゃったでしょう、復興ですか。だから、まだ残っているんです。平成21年7月21日の防府市内の被災地で、復旧・復興は残っているんです。先ほどの答弁では、もう全部防府市に関するものは復旧・復興しましたと、そういうふうに使われているからお話ししているわけです。

次の再質問、いかせていただきます。もう残り時間もあんまりありませんので、松浦市長にお聞きしますが、防府市大字大崎の玉泉湖付近の被災地の復旧・復興工事はまだ済んでいません。国土交通省と山口県は素川の砂防堰堤を完成していただきました。ところが、下流の防府市の河川等水路の復旧・復興工事がまだ済んでいないことについて、松浦市長にお聞きします。市長、答弁をお願いします。これ平成21年7月21日災害の後、玉泉湖に市長行かれたでしょう。玉泉湖の社長から言われて、現地見ていただいて、その後、あそこが国土交通省の素川の砂防堰堤も完成した。山口県の砂防堰堤も完成しましたが、それから下流の防府市の水路がまだ壊れたままということで、それで地元の大崎地区、それから江良地区の人が水路の復旧・復興をしてくださいと、そういうふうに使われてますので、市長も現地見ていただいているということで、地元からおっしゃったので、それについてお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 玉泉湖温泉の現地は言われて行ったわけではございませんで、

私は何度か行っておりますが、これはあくまでも個人的な所有物のことですので、私どもがどうこう言えることではございません。一日も早い復興なり、現状からの脱皮をこいねがっておるところでございますし、一方、山が崩壊をして、それによって下流の区域のほうははん濫したことについては、御存じのとおりそれぞれ予算をつけて、それぞれ解決に向かっているものと確信をしております。

また、山沿いの渓流域については、以前からこういう状態であったんだというような報告も受けておりますし、その部分のことについては、今後、これがまた下流域へ流れていって、また被害を起こすことのないように、十分気をつけるようにという指示はいたしているところでございます。

細部にわたってのことは、部長のほうから答弁いたさせたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 今、御質問にありました素川の件でございますけれども、防府市が管理いたしております普通河川の素川につきましては、平成21年7月21日の災害で被害を受けました護岸等につきましては、既に災害復旧を完了いたしております。そのほかのいわゆる自然護岸の箇所につきましては、若干の倒木等あるいは竹等の繁茂によって給水断面が阻害されているような箇所もございますので、それについては維持管理作業で対処していきたいというふうに考えておりますし、また、改修が必要な箇所につきましては、今後、段階的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。とにかく地元の市民の方は、もとどおり平成21年7月21日以前の水路に直してほしいと、だから今、現状は水路の中に木が流れてきたままとか、石垣が、水路が崩れたままとか、そういう状態ですから、これはあくまでも災害の復旧・復興ではないかと、防府市民の地元の方はおっしゃっているし、私もそう思う。市のほうは、もう、そうじゃなくて、河川の改修でやりますと、そういうふうに言われて、結果的にもとどおり直してもらえばいいですから。ことしの梅雨がまず怖いと、ことしの梅雨に間に合うように、水路の中、木がいっぱい流れて来てるものものけるとか、石垣、崩れているものを直すとか、それを河川の復旧でやっていただくと。

次に、4番目の質問に行きます。市道拡幅等、市道側溝整備等についてお聞きします。

私が防府市議会議員にならしていただいて3年間、ずっと一般質問で言い、華城地区の自治会長や華城コミュニティから要望書や陳情書が出ている市道三田尻西浦線の華城小学校東側にある市道幅員が狭くて、通学路として水路の鉄板上を通行している部分の市道拡

幅と、市道側溝整備についてお聞きします。

次に、市道下河内潮合線の植松潮合の市道拡幅と市道側溝整備についてお聞きします。

そして、市道伊佐江6号線の西慶田団地から市道天神前植松線の工事中区間までの街灯と防犯灯の整備についてお聞きします。

また、大字伊佐江地内の通学路や生活道路の舗装、街灯、防犯灯についてお聞きします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） それでは、市道拡幅と市道側溝整備等についてお答えいたします。

まず、1番目の市道三田尻西浦線の華城小学校東側にある市道幅員が狭くて、通学路として水路の鉄板上を通行している部分の拡幅と側溝整備についてでございますけれども、市道三田尻西浦線は西浦地区、華城地区と市中心部を東西に結ぶ生活道として、重要な役割を持つ路線でございます。御指摘のとおり華城小学校前は本路線の中でも狭隘で、通勤、通学などで利用される皆様には大変御不自由をおかけしております。

こうした状況を受けまして、これまでに農協華城支所付近の交差点改良や華城小学校前の水路への蓋かけ、また、ガードパイプの設置などを行うことで、通学路の安全性の確保と交通安全の向上に努めてまいったところでございます。

しかしながら、まだ幅員の狭い箇所があり、車両が離合するには難しい状況であることは承知いたしておりますので、今後、地元の関係者の皆様方に、拡幅のための土地の提供をお願いいたしながら、交通安全対策として、待避所設置の可能性等について検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、2番目の市道下河内潮合線、植松潮合の市道拡幅と側溝整備についてお答えいたします。この市道は幅員が狭く、地元の皆様方からの御要望も伺っておりますけれども、現在、道路改良につきましては、市内全地域から数多くの御要望をいただいておりますので、その緊急性、必要性から優先度を考慮しながら、順次整備を進めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、3番目の市道伊佐江6号線西慶田団地から市道天神前植松線の工事中区間までの街灯と防犯灯の整備についてお答えいたします。

御相談の街灯整備の御要望は防犯灯のことかと思われまふ。防犯灯につきましては、各自治会で設置され、維持管理されているものでございます。市といたしましては、安心・安全のまちづくりに重要であるとの認識から、その電気料や設置費用の一部を助成させていただきます。

最後に、大字伊佐江地内の通学路や生活道路の舗装、街灯、防犯灯についてお答えいたします。

議員御指摘の道路は、法定外公共物、いわゆる赤線でございますが、幅員も狭く、途中数カ所のカーブもあり、また民家も少ないことなどから周辺が暗く、通学路としての防犯対策と交通安全対策の必要性を認識しておりますが、防犯灯の設置につきましては、さきに市道伊佐江6号線でお答えいたしましたように、各自治会で設置、維持管理されるものでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、道路の舗装につきましては、どのような状況なのかを調査いたしまして、最善の対応策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。今3番目の分で防犯灯、地元の自治会と言われましたけれども、地元の自治会長から私のほう、防府市議会議員への要望が出たんです。もう、自治会長として要望するけどもやってもらえんと、何とかしてもらえませんか。だから、こういうふうに全部話をするし、要は今、自治会長さんがもう、一番大変と思います。こういうふうな防犯灯でも、昔は中国電力のほうで対応してもらったのが、今、全部、自治会長、それから連合自治会長になるし、地元のほうでは、この通学路や生活道路の舗装と街灯、防犯灯をしてほしいということで、自治会長さんの方へ頼んでこられる。それから私のほうにも頼んでこられる。だから、この件については、また部長、相談して、自治会長のほうから、いろんな対応をちょっとお願いしようと思います。

次に、再質問として、松浦市長にお聞きします。華城地区の以上の4カ所について、市道拡幅と市道側溝整備等について、予算をつけて実行されるかどうかお聞きします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私、33年前に実は市議会議員にさせていただきました。したがって、華城地区がどういうお悩みをお持ちであるかも、よく私なりには承知いたしております、議員ほどではございますまいが。そしてなおかつ、この30年間余りの間、華城地区は有力な市会議員さんが何人も御活躍をされた地域でございます。その議員さんが、総力を挙げて頑張ってこられたこともこれまた事実でございます。そうした事実の上に立って現在があるということの中で、私もその中の一員としてその役割を担ってまいりたいと、そのように思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。華城地区については、私が議員にならせていただいて最初の一般質問で、華城小学校の西側の農協との間の市道の拡幅と信号機設置、この要望はずっと以前の、今、市長がおっしゃった先輩の議員さん、それから地元華城コミュニティからの長年の要望とか、そういうのがあって、やっとあそこが実現したと。今、華城地区の華城小学校の方だけでなく、防府市民の方が、あそこは安全になったと、そういうふう言っていて、喜んでおられますし、今、再質問したのも、引き続き、とにかく華城地区だけではない防府市内全部ですけれども、特にあそこが危ないと、車のすれ違いするたびに隣の住宅のところにぶつかって、カーブミラーが住宅の庭に、中に飛んでくると。警察署のほうでカーブミラーを回収したり、そういうふうな状態が今の箇所ですから、ここについては最優先でやっていただきたいということです。

以上で、私のほうの一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、16番、大田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、10番、田中敏靖議員。

〔10番 田中 敏靖君 登壇〕

○10番（田中 敏靖君） 平成会の田中敏靖でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

過去に、何度も質問させていただいておりますけれども、答えが、検討することばかりで、何ら答えが出ておりませんので、このあたりでしっかりとしたお答えがいただけると信じておりますので、執行部におかれましては、明解なる御回答をお願いいたします。

まず最初に、法定外公共物の管理、運用についてお尋ねいたします。

以前は、建設省、国土交通省の所管、国有財産として管理されていた里道、水路堤塘敷が国から譲与、平成17年4月より防府市に移譲され、防府市で管理するようになっております。俗に言う赤線、青線等は生活に密接に関係しておりながら、問題の複雑さから、管理については、後回し、後回しとなっております。そこで、法定外公共物占用について同法管理条例第5条から14条に記載されておりますが、まず第1として、特に占用についてお尋ねいたします。そのうち、不法占拠についてと取得時効についての2点について、条例改正が必要と考えますが、改正する予定の有無についてお尋ねいたします。

また、同条例の管理事務の手引、この公表はしないのでしょうか、お尋ねいたします。占用の場合は、許可が必要とされておりますが、里道が住宅の敷地の中にあったりしているが、それらがすべて占用許可をとり、使用料を払っているか疑問です。恐らくそのよう

なことは、皆無に等しいのではないかと思います。不法に占拠されていることについて、当局はどのようにお考えでしょうか。条例を改正し、現況不法占拠者に対し、占用料の徴収をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、取得時効についてお尋ねいたします。国の通達にもありますように、民法で言う取得時効の対象にはなれはしないことを危惧しておりますが、対応策をお考えでしょうか。平成17年に譲受を受けているが、過去の判例等で時効中断にはならないようですが、どのようにお考えでしょうか。また、時効取得の申請が出たら対応できるか、今から準備する必要があるのではありませんか。

続いて、情報公開の時代、国管轄のときは、手引書が有償で購入できましたが、市ではこのような制度はなさいませんでしょうか、お尋ねいたします。

よろしく御回答をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 10番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

法定外公共物は、御承知のとおり、道路法、河川法、下水道法、その他の法令が適用されない、また準用されない道路、河川、水路等のことで、いわゆる赤線、青線と呼称されているものでございます。従来、法定外公共物は、国の財産でございましたが、地方分権一括法により市に無償譲与されたことで、防府市法定外公共物管理条例を設置いたしまして、平成17年4月から、市の財産として管理を行っているところでございます。

法定外公共物の占用許可ができるものとしたしましては、電柱、電話柱、上下水道管などの地下埋設管、工事用の足場、出入りのための架橋、生活排水等の排水管、防犯灯などがございまして、利害関係者の同意及び関係する所管課の意見を求めた上で、占用許可を行っているところでございます。

また、占用を許可する場合には、防府市道路占用料徴収条例の規定を準用して、占用者から占用料を徴収いたしているところでございます。ただし、占用許可物件が公共の用に供されるとき、特に必要があると認めるときには、占用料を免除いたしております。

それでは、お尋ねの1点目、不法占用・占拠についてお答えいたします。法定外公共物の不法占拠についてでございますが、現在、市が管理しております法定外公共物は、管理延長が約2,500キロメートルございまして、全域を把握することは不可能でございますので、境界確認立会の際や地元関係者からの通報などにより、不法占拠が判明した場合には、不法占拠者に対して口頭や書面により、撤去または占用許可等を得るように指導しておるところでございます。

次に、2点目の取得時効についてお答えいたします。法定外公共物を用途廃止できるのは、代替施設が設置されたことにより不用となった場合、宅地造成によりその区域内に存置する必要がなくなった場合、現況において機能がなく、将来とも機能回復させる必要がない場合において、廃止できるものでございます。この中で、現況において機能がなく、将来とも機能回復させる必要がない場合の取り扱いは、用途廃止を行い、有償での払い下げを行っております。

法定外公共物の取得時効につきましては、昭和51年最高裁判決により判例が変更され、事実上用途廃止されている公共用財産は取得時効の対象となりましたが、現在の機能喪失財産は、国から譲与を受ける以前から私人に占有されていたもので、その時効の判断をどう解釈するかという問題等も多く残っておりますことから、今後も、現行の用途廃止による有償での払い下げで対応することとし、不法占拠関係も含め、今すぐ管理条例を改正することは、困難であると考えております。

最後に、管理事務の手引きの公表についてお答えいたします。法定外公共物管理条例の「管理事務の手引き」の公表につきましては、市民の皆様に関係いたします境界確認、用途廃止、占用、加工の部分につきまして、平成24年4月から、防府市ホームページに掲載する予定にいたしておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。早速4月からこのような冊子ではなく、ホームページでとれるということで、ありがたいと思います。今まで、このような書類が一般に出回ってないということで、非常に苦労させられたというふうな思いがあります。大方の書類は、せつかく市に移管されて、それを一般に公表せしめる中には、ホームページ等々は必要でありますので、ぜひともこれだけではなく、ほかのものについても公表をされるようお願いいたします。

先ほどの御答弁の中に、2,500キロメートル以上あるから、通告等々がなければそれは不可能に近いというふうなお話でございましたけれど、今回あえて申し上げるのは、現在、住宅が建っているところに大きく昔の赤線が、それに家が建っているところが1つ、2つじゃないんです。たくさんあるんです。もし、通告せえと言われれば、私は幾らでも通告させていただきます。もうたくさん調べております。これは、個人ではなく行政にも言えるんです。行政の財産の中にでも、それは言えるんです。だからそういうことについては、ぜひともやっていただきたいという思いで、今回はどうしても条例を改正していただかないとやれないということで、これをあえて申し上げます。

法定外公共物というのは、国から市に譲与された時点で、今までの考え方と多少変わっております。どこが変わっているかという、これは市有財産であるから、市が自由に裁量できるというような解釈をされているのではないかなという懸念があります。私は、従前の法定外公共物、赤線、青線、それから黒線、里道から水路、それから堤塘敷、こういうふうに思っておりますけれど、その思いの中で、現在、黙って使っておったほうが得だというのは、これは公平の原則からいけないと、かように思います。

仮に試算してみたんです。今現在、占用料をもし取ったとした場合、100平米の法定外公共物、それに平米当たり年間100円をもらったとしますと、1カ所当たり1万円なんです。それが1,000カ所あったら、1,000万円あるんです、使用料だけで。

これがもし、所有権を移転するというように、売却のようになりますと、これの10倍、20倍にはなってくるわけです。税収が足りない、足りないというような時代に、黙って使ったほうが得であるという、こういう不公平感はずいともなくさなくてはならない、これであえて申し上げておるんです。自分の所有権があれば固定資産税を払わなきゃなりません。固定資産税、そういう中で黙って使えば、利用料も払わない。これは、過去にそのまま使っているからいいんだという解釈は誤りである。そうすると、こういう時点で網掛け、今、課税課のほうでお使いになっておられる図面がありますけれど、その図面によって、当然、確定はしませんが、どこに赤線、青線等があるというのは、当然わかってくると思います。

それから、網かけをすれば、当然、通告があろうがあるまいが、この面積というのはわかる。そこによって、今回は、例えば条例を改正して、何年何月何日からこのような徴収をしますよということになれば、そこから税が発生してくる、そういうふうなことがあるので、ぜひともこれはやるべきだと思いますが、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 不法占拠、不法占用についてのことでございますけれども、今現在、不法占用者に対しましては、撤去または占用許可等を得るように指導しとるのが、現在までの対応でございますので、当面、先ほど市長が答弁いたしましたように、今すぐ管理条例を改正するということもちょっと困難であるというふうに考えておりますので、当面、そのような指導を強く進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 当面は考えておらんというのは、本当、おかしいと思います。他市の、日本のいろんな先進地というんですか、他市の状況では、現在、もう住宅の敷地

については、1平方メートル当たり1年につき170円とか、90円とか、取ってる市はたくさんあります。そういう状況で、現在、やっておるんです。やっておって、防府がなぜやらんかと、私はそのように思うんです。やったら金が入るんだからやったらええじゃないかというふうに思うんですが、どこもやってないんであれば、それはしょうがない、まあ待とうやと、こういうふうに思いますけれど、やればやれるんです。せっかく金のなる木があるんであれば、やはり打ち出の小づちじゃありませんが、振って、少しでも実のあるものを作っていくほうが、非常にいいんじゃないかと思いますが、これは私が調べている範囲内では秋田市とか、笠松町っていうんですか、それからいろいろ、まだほかにもありましたけれど、やればできるんだと私は思うんです。

そして、これは議長の許可をもらっておりませんが、持ってきましたけれど、法定外公共物というのを、こういうパンフレットをつくっておるんですよ、買えと言って。これは国が作った書類なんですけど、防府もこんなにつくって、お前ら買えやと、こういうふうにやったらいいんです。そうしたら、自然と買うか、不法占拠で時効取得をするか、どっちかをするんです。どっちに転んでも市が得するんです。占用料もろうたらもうけものですね、まず一つ。

それから、時効取得で取得させたら、今度、固定資産税がもらえるんです。裁判は相手方ですから、いずれにしても、どちらに転んでも損がない勝負をきょうはお願いしておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど、部長が答弁をいたしましたけど、議員の御指摘をしっかり研究をさせて、公平、平等な運営ができますように、対応してまいりたいと思いますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） くどいようですが、これ私、平成8年からもうずっと同じようなことを言ってきたんです。そろそろというふうに思いましたんで、待っちゃけ、待っちゃけと言うたら年をとって死んでしまいますので、そろそろお願いしたいと。

特にこれを申し上げたいのは、新聞等々で昔あったんですが、国の財産が時効取得で、相当、これは何ぼですか、何百億、何千億というて、時効取得で国の財産が民間に動いてるんです。現在、訴訟がたくさんありまして、平成17年の譲与はあんまり関係ありませんよということなんです。

それと、平成13年に国から通達が出ておりまして、非常に明確に払い下げができるというんですか、時効取得、取得時効というのができるようになったわけで、それでどんど

んでできるんで、それがどんどん出される前に先手を打ったらどうかということの提案なんです。先手を打たないと後手、後手になりますと、今度は、以前の一般質問でもしておりますけれど、地籍調査の時点で、地籍調査をやっております、その地籍調査をやった時点で、立ち会いをしておりますして、みんな印鑑を押しておるんです。その印鑑が、時効のその時点で和解の契約という状況なんです。これは、裁判やったと同じ結果で和解の契約、それによってその時点からもう占有しておったということが現在、おおむね30年以上たっているわけです。そうすると、民法でいう悪意で20年、この取得をしておりますので、当然申請されれば本人に渡してやらなきゃいけない。そういうふうな立場があるんで、それを早目、早目にやっておいたほうが混乱をせずに済むんじゃないかなという思いの中で、このような質問をさせていただいております。

30年という前の地籍調査、これも私は自分で試してみたいんです。広島高等裁判所まで、2回やりました。自分で間違いかどうかということ。そうすると、当時押した印鑑が和解契約であるということの判決が出ましたので、間違いございませんので、必ずお使いいただきますようお願いいたします。

不法占拠者をのさばらしておくことは非常に困ります。通常、建ててはいけないところに家を建てるとかいうのは、私は非常に理解に苦しむ。もともと、みんな許可をとって、国有財産のときには許可をとってやりよった。しかし、とらんでも家が建ちよったんです、昔は。その名残がいまだにあります。しかし、それはもうそろそろ、どんな理由があろうがなかろうが、そういうことは関係なしに、条例を改正していただきたいと思いますので、もう一度御答弁いただきますように、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 今、先ほど御指摘がありましたように、時効取得等も平成17年に法定外公共物の譲与を受けましてから、おおむね10年近くなりますので、善意の占有についてはそろそろ時効が成立するというようなこともございます。そういったことも含めまして、今の管理条例の改正等につきましても、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 検討をよろしくお願ひしたいんです。

この占有の関係を、条例を調べておりましたら、蛇足ですが、一つわけのわからん条例がありましたんで、できたらその条例もあわせて改正というのか、やめていただきたい。こんな条例があったかと思いますが、この占有に関係して、「防府市堤塘使用条例」というのがあるんだそうです。これ、昭和11年ごろできたような条例なんです、さっぱり

わからない。だれがどうやらわけわかりませんので、あわせてこれも廃止するものであれば廃止していただきたいと思っておりますので、お願いしときまして、この項は終わります。次にまいります。

次に、2番目として狭隘道路の拡幅についてのお尋ねをいたします。建築課扱いの狭隘道路整備事業のうち、建築が伴わない、そういう場合でも建築と同様に造成してもらいたいと、かように思います。

また、道路課扱いの法定外公共物の拡幅寄附の接道要件の廃止はできないものでしょうか、お尋ねいたします。公道、市道にかかわらず寄附してもらえるものであれば、すべて受けてもらえないかどうか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） それでは、狭隘道路の御質問についてお答えいたします。

建築課で扱っております「狭隘道路拡幅整備事業」につきましては、都市計画区域内の市道である建築基準法第42条第2項に該当する4メートル未満の狭隘道路に接する敷地に建物を建築される場合、土地所有者から後退用地御寄附の御協力をいただきまして、建築基準法で定められた4メートルの道路幅を確保しようとするものでございます。この後退用地につきましては、寄附用地の測量、分筆登記及び舗装を市で行っております。また、門、塀等の工作物がある場合には、その撤去費用の一部を助成いたしております。

この「狭隘道路拡幅整備事業」は、道路が市道以外の場合や建物の建築が伴わない場合には、当該事業の対象とはいたしておりません。

続きまして、道路課扱いの法定外公共物の拡幅寄附の接道要件についてお答えいたします。

現行の法定外公共物拡幅寄附の接道要件につきましては、平成19年4月1日から現況の道路の一端が道路法の規定による道路であるか、有効幅員2.75メートル以上の法定外道路や帰属道路に接していることを条件として取り扱っております。

法定外道路の管理を地元関係者の皆様に行っていただいている関係で、車両等の進入ができることになり、維持管理及び整備に軽減が図れることを目的にしておりますので、拡幅寄附の際の接道要件の廃止はできないものと考えております。

次に、公道、市道にかかわらず、寄附してもらえるものは、すべて受けてもらえないかというお尋ねでございますけれども、公道に隣接する場合には、「市道沿線道路用地寄附取扱要綱」並びに「帰属寄附道路の取扱要綱」により寄附を受けております。また、私道の場合には、私道も含めた全体が市に寄附される場合においては、接道要件等が該当すれ

ば、寄附を受けることにいたしておりますが、私道の一部であるとか、私道に隣接した私有地の一部などの寄附はお受けいたしておりませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 理解してくれと言われましても理解できません。狹隘道路につきましては、なるほどだと思ふところもあるんです。狭い道、防府市の市道の、道を広げるについては、家を建てるときにはというふうな話があります。家を建てるときだけではないんです。家を建てるときというのは珍しいぐらいです、現在では。家を建てなくても道路を広げてやろうというような方がいらっしゃるわけです。そういう場合に、今の整備費用、これが測量費用の2分の1ですよというぐらいで、あとは全部自分持ちという。

今、提案をしたいと思うんですけど、これはよその市でやってるんですが、普通、土地家屋調査するには、議員さんもいらっしゃいますけど、それは行政から1件当たり幾らですよという、何か個別契約何とか、単体契約というんですか、何とか契約というのをやって、どんなに面積が大きくても、こもうても、値段は一緒ですよというような契約があるんだそうです。そういう契約をしますと、非常に安価にそういう手続ができる。こういうのもひとつ研究していただきたい。せつかく寄附してやろうという人がおっちゃんでも、費用がかかれば、そんなものはやめたというようなのが多いんです。

今、防府の安心・安全な道路の中で、道路が狭いところはたくさんあるわけなんです。それを広げようと思いますと、何らかの手を打たなければならないということで、その道路を広げるには、やろうという人がおられたときに、すぐもらえるような体制はつくるべきだというふうに思います。

今、狹隘道路につきましては、建築課のほうでやっておられますけれど、ほとんど申し出がないような状況、いつも予算が余るような状況ですが、そういう理由があるわけです。だから、もう少し、他市並みに考え直しをしていただきたいということ。

それから、その道路につきましては、市道の沿線寄附とか、いろんな条件があります。ややこしいんです。あんなにがちゃがちゃいっぱい細かく決めなくても、もらえるものはどねえなものでももろうたらええんです。

そして、そのもらったものはだれが管理するかというので、いつもみな問題になると思いますが、私はかねてよりずっと思いの中で法定外公共物の管理というのが最大の方法だというふうに、これはもう昔から言っておるんです。一たん、法定外公共物にして、その後、市の道路にするのであれば市道にする、何するとかいう方向に持っていけば、法定外公共物というのは、管理は地元というふうなことになってますから、現在の赤線、青線と

いうのと全く同じになるわけです。そういうふうな制度をなぜとらんのじゃろうかという
と、なかなかやってくれんです。行政は頭がかたいといいますか、もう少し柔軟性があつ
ても私はいいと思います。

そしてまた、法定外公共物管理の中の寄附、これについても今2.75メートル以上の
市道に接続せにゃいけんて、2.75メートル、9尺なんです。昔は1.8メートルとい
ったら大体6尺、農道は車力が通る幅の3尺、3尺農道というのが、その車力が通る道が
昔から多いわけです。その道を広げるのに2.75メートル以上の市道が接続せにゃいけ
んというようなことを言っていたら、いつまでたつたつて広がるわけがないんです。その
ような条件は、即にでもやめて改正すべきだと思います。2.75メートルよりは、2.
75メートル大体9尺ぐらいなんです。1間半ですか、と思うんです。そういうふうなこ
とであればどんどんできる。

それともう一つ、それに全く関係なくても、私道でも何でも道路を広げてやろうとい
うところがあれば、どんどんもらっていくという制度をつくれれば、いつか最終的には4メ
ートル以上の道路ができると思いますが、いかかでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） ただいまの道路法による道路または有効幅員2.
75メートル以上の法定外公共物の道路に接続していることという、この条件についてで
ございますけれども、これにつきましては、2.75メートルというのは今後の維持管理
のことも考えまして、車両等の通行が可能になるということで、道路構造令の最少の車線
幅員ということから2.75メートルというのを決めております。

また、私道路につきましては、特に、市道なり法定外公共物から離れた奥のほうの部分
で、寄附等の申し出がありましても、市の土地が私の中に飛び地状態で存在するというよ
うなことになる、そういったこともございますので、今、現在のところ、このような取り
扱いをいたしておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中敏靖議員。

○10番（田中 敏靖君） 私が申し上げてるのは、飛び地であろうが何であろうが、も
らえるものはもらったかどうかという、なぜそういうことを言うかといったら、もう道を
広げない限り、私道であろうが何であろうが、消防車も入らん、救急車も入らん、こねえ
な状況です。昔から家をつくったり何だりして、後退は、セットバックして後退しますが、
すぐにまたもとに戻るわけです。そういう状況であるから、それを解消するにはもう土地
をもらうしか方法がないんです。だからそういうふうにしてもらいたい。

今、2.75メートルと、適当な言いわけで2.75メートルになっておりますが、建

築基準の42条の2項なんかは、1.8メートルというのが昔からあるわけです。それは最近はいつの間にか2.75メートルというふうになりました。このように勝手な方法は私はおかしいと思う。

だから、そういうことを言うよりは、最大限許す範囲内でも1.8メートルとか、もう少し3尺道の農道でもとってやろうとか、こういうふうな方法をとるべきだと思います。

これは幾ら言うてもなかなかやろうとされないんで、申しわけないんですけど、私は市民に対して申しわけないと思います。必ずいつかは、これはやってもらいたいという強い要望をしまして、終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、10番、田中敏靖議員の質問を終わります。

ここで、40分まで10分間休憩をいたします。

午後2時29分 休憩

午後2時41分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、15番、弘中議員。

〔15番 弘中 正俊君 登壇〕

○15番（弘中 正俊君） 明政会の弘中でございます。通告に従いまして、順次質問いたしますので、執行部におかれましては、明確かつ積極的な回答をお願いいたします。

それでは、まず1番目の中学校教育について。その中で1点目は、中学校1・2年での武道の必修化について、2点目は、地域の宝というべき有識者の方に、総合学習などの時間に、担任の補助役として講師をお願いしては、について質問をいたします。

それでは、まず1点目の中学校1・2年での武道の必修化について、お尋ねいたします。

御承知のとおり、これは学習指導要領の改訂により、本年4月から、中学校1・2年について、男女ともに原則として、柔道、剣道、相撲のいずれかを保健体育として必修するものであり、既に新聞やテレビ等でも報じられているところであります。

申すまでもなく、これらの武道は日本固有の運動であり、日本の文化を養うものであり、それによって礼を重んじる態度をはぐくむとともに、生徒の体力の向上を図る方途でもあることは、明白であります。

しかし、安易に行うことは事故の危険を伴うものであり、現に、全国柔道事故の被害者の会では、文部科学省に対して、危険な技の禁止などの安全確保を求める要望書を提出していると聞いております。

また、名古屋大学の調査では、柔道による事故で死亡したり、後遺症が残った者の実態

を調査しており、昨年までの28年間で、114名の子どもが命を落とし、275人が重度の障害を負ったと報告されています。特に、初心者が事故に遭いやすいと指摘しています。今後、全員が指導を受けることになると、それを指導する体育教師が必ずしも柔道に精通しているとは限らず、指導者不足は問題になってくるでしょう。

文部科学省の対応として、学校での事故を分析して、安全対策の検討をする有識者会議を設置し、現場に周知徹底を図ろうとしています。短期の講習等では、資格は取れても実力は容易に養えるものではないと思われます。そうした場合、地域の柔道教室の講師や経験の豊富な学校外からの指導者の応援が、必要になってくるでしょう。剣道においては、防具の準備も必要でしょうし、相撲では、施設の用意も考えなければならないでしょう。

それらはすべて、事故防止のために欠かすことのできないものです。事故が起きてからでは遅いのです。それも実施が4月に迫っているので、本市としては、この実態をどうとらえ、どう対処していこうと考えておられるのでしょうか。

なかならず指導者の問題は、短期間で簡単に解決できるものではないと思われます。以上、物と人との問題をどうとらえて対処されようとしておられるのか、現状と計画を明示していただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

教育は人にありと言われますが、教師の資質の向上は、単に教員数の増加を図るだけでは極めて困難であり、教師観や指導観の認識を根底から変える手立てが必要ではないでしょうか。学校現場や教育委員会においても、教員の資質の向上を図るために、従来からいろいろな努力が払われてきました。

しかし、その内訳である板書指導をどうするかとか、発問の方法はなど、いわゆる教育技術の研究だけでは、その向上を期待することは困難であると言わなければなりません。

教育力の向上は、もちろん子どもたちに反映されなければならないことは当然であり、そのことが目標でなければならないはず。それに加えて、学校という組織力などのシステムも、大きな要素になるはず。一斉授業、板書を基本とし、しかも学級主義というべき、従来のシステムからの転換が求められる必要があるのではないのでしょうか。

名古屋市においては、教育現場には、生きた力をはぐくむことが重要であるという教育長の考えのもと、16名の民間の専門家が一定期間の研修を受けた後に、市内の小・中学校に派遣されて、担任の補助役として、また総合学習の時間の講師役として、みずからが今までに歩んで取得した人生観や今の仕事の楽しさ、役割などを伝えているキャリア・マイスター制なるものを導入し、成果を上げていると聞いています。

言うまでもなく、教師も最大限の精進を積んでおられますが、これとても当然限界があ

るはずで、そこで、考え出されたのが地域の宝と言うべき、その地域内に在住する有識者の存在であります。学校を聖域として、門戸を閉めるのではなく、地域の有能な力を生かし、それらの力を組織化した力として活用する方法が考えられてもよいのではないのでしょうか。さきにお尋ねした武道の実施においても、ぜひ必要になってくるのではないのでしょうか。

このようなことは、市内の一部の学校で、総合学習の時間に取り入れておられるように聞いておりますが、取り入れられている学校があれば、今後、教育委員会として、どのようにされるかお尋ねいたします。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 15番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） ただいまの小・中学校教育についての御質問にお答えいたします。

まず、武道の必修化についてでございますが、来年度から中学校1・2年での保健体育科において、武道の授業が必修となりました。武道の必修化により、中学生に礼儀作法を習得させることや、日本の伝統文化に対する理解を深めさせることができます。

防府市教育委員会では、平成24年度からの武道必修化に向け、平成22年度から施設、用具や指導者について調査し、万全の準備をしております。本市では、全11中学校のうち、野島中学校1校が剣道を、その他の10校が柔道を選択することになっております。

まず、施設、用具についてですが、柔道を選択した中学校10校のうち、畳が整備されていない中学校には、練習中の体への衝撃を和らげるために、緩衝材などの入ったクッション性にすぐれる畳72畳を整備しました。あわせて、畳がずれ、手足をはさんで、けがをすることがないように、すべりどめの敷物と柔道畳の寄せ枠も整備し、安全面に配慮しているところです。また、剣道を選択した野島中学校には、生徒数分の防具と竹刀を整備しております。

指導者については、平成22年度に防府市教育委員会で調べた結果、すべての保健体育科教員が柔道を指導できること、剣道を選択した中学校の保健体育科教員が剣道を指導できることを確認しております。さらに、全中学校の保健体育科教員を県主催の武道研修会に派遣して、安全面を含めた、指導力の向上を図っているところでございます。

また、外部指導者の協力を得ることも必要であると考えており、地域の専門的な指導者を学校へ派遣するための体制を整えてまいりたいと考えております。

防府市教育委員会といたしましては、今後も武道の必修化に向けて、各中学校における

生徒のけがや事故防止に万全を期す体制を一層充実させ、安全で充実した武道の授業が実施できるよう支援してまいります。

次に、地域の宝というべき有識者の方に、総合学習などの時間に担任の補佐役としての講師をお願いしては、との御質問にお答えいたします。

議員御案内のように、地域にはさまざまな分野にすぐれた力を持たれた方が大勢おられ、そのような方々に学校に入って、子どもたちを指導していただくことは、大変有意義であると考えております。こうしたことから、本市では、平成22年度からすべての小学校で総合的な学習の時間に、地域の皆様に講師として入っていただき、御指導いただいております。

例えば、右田小学校では、佐波川を大切にしようという学習で、佐波川でゴムボートやたらい船の体験活動を指導していただいたり、大道小学校では「大道人形浄瑠璃保存会」の皆様に、歴史や人形遣いの指導をしていただくなど、各学校の特色や地域性に応じて、総合的な学習時間が進められております。

また、学校によっては、総合的な学習の時間だけでなく、国語や社会、さらには家庭科などの教科においても、地域の皆様に入っていただき、そのお力をおかりして、学校の教育力を高めているところでございます。

このように本市では、現在、既に各学校で地域の人材を積極的に活用して、開かれた学校づくりを進めておりまして、防府市教育委員会といたしましては、今後、さらに学校と地域の連携を強化し、学校の教育力を高めるよう、今後とも支援してまいる考えでおります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） どうも丁寧なる御答弁ありがとうございます。

私の言わんとしておりますこと、本当にやっておられるということ、非常に安心感はいただいたわけでございますけれども、今、中学校の武道必修化については、もう既に新聞、テレビなどで、多々報じられてきておるわけでございますけれども、その中で、日本教育新聞に柔道の授業化について載っておりました。

高知県土佐市立高岡中学校のことでございますけれども、内容は、2時間続きの授業を組んで、まず受け身の練習を入念に行うと。投げ技の導入は、慎重に慎重に行ったと、まあそういうように。それから、先ほど答弁の中にありますけれども、ここでは県柔道協会の指導者を招き、夏休みには練習会を実施、そういうようなこともやってきたり、それと、授業と部活動とは目的が違うので、授業では競技性よりも伝統や礼節を重視した授業づくり

を強調するということも載っておりました。

これについて、本市では、今までは男子は柔道をやった、女子はダンスだったであろうと思いますけど、選択ですから。だけど、これからは必修になると、先ほども言われましたように、11校ある中10校が柔道を選択したということになりますと、女子もこれに加わってくるということになるわけですから、だから柔道に安全な授業づくりというのは、市のほうはどのように進めていっておられるか、具体的に詳しくお示しいただけたらと、このように思っております。どうかよろしく。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほども答弁で申しましたが、いわゆる生徒の安全ということが第一でございまして、また、この武道の必修化ということが、いわゆるそうした競技力とか、あるいは運動能力の向上が主目的ではなく、あわせてでございまして、やっぱり目的は、先ほど申しました日本の伝統文化に対する理解を深め、さらには議員御指摘の礼節をしっかり身につけさせたいということ、そうしたことが大事でございまして。そうしたことで、まずは生徒の安全、それはそういう指導者の指導におきましては、重ねて研修会を開いておりますし、また来年度も県のほうから専門家を呼んで、市内のそうした指導者に対して、研修会を年度初めに行う予定にしております。

さらには、そうした人の指導のみならず、先ほど議員、物とおっしゃいましたけれども、やはり滑りどめとか、子どもが畳の間に足をはせてけがをしたり、そうしたことがないように、十分安全には注意しながら指導もしてまいりたい、学校にそういう指導をしていきたい、私どもそういう支援をしていきたいということで、今、考えております。

以上でございまして。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 御答弁ありがとうございました。安全に気をつけて行われるということで、非常に安心いたしております。先ほど申しましたように、新聞や、またテレビでいろいろと報道されております。一番危惧されておるのは、やはり不安を持っておられるのは、安全だろうと。そういうことが非常に強く押し出されておりますけれども、今言われましたように、教育委員会でも柔道の指導法の研修を実施しておられると。

いろいろしておられますけど、果たして、それ短期間で、今、たしかお聞きしたのは、保健体育の指導の先生はそれなりにやっておられるけども、今、一人、ちょっと体験が浅いんだろうということで、研修に励んでおられるというようなことも、お聞きいたしまして、とにかく先ほど言われましたように、先生の、果たして柔道を教えていかれるのかというのが、非常に危惧しているところでございまして、だから先ほど御答弁ありましたよ

うに、やはり、経験のある方々、そういうところから派遣されたりというようなことを言っておられました。

やはり、研修とかそういうことで、急にやってもなかなか身につかないのではないかと、このような考えでおりまして、ここに載っておりましたのは、ある新聞の社説に載っておりましたけど、地域の柔道教室の講師や柔道経験の豊富な警察官OBなどの外部指導者として、招くことが有効だろうということ。経験を生かし、体育教師と一緒に指導に当たれば、事故防止にもつながると。

また、東京都内の中学校では、2年前から外部指導員とのチーム・ティーチングで指導方法を研究してきた、そういうことが載っておったわけですが、先ほど外部指導者を招くことと言っておられましたけども、チーム・ティーチングということの形態では、市はどのようなお考えか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 地域の柔道経験者なり、そうした有段者も含めまして経験のある者を授業と一緒に入ってもらって、体育科の教員と一緒にチーム・ティーチングで指導してはどうかという御指摘ですが、この24年度からの必修化なんですけど、実は、もう各中学校とも移行措置ということで、もうこの柔道の指導には取り組んでおります。今ちょっと手元に、いわゆる教員の有段者の割合の人数的なものをちょっと今、持ち合わせていないんですが、有段者もおりますし、あるいは今、議員御指摘の地域の方にボランティアで入っていただいて、一緒に指導していただくということに関しては、やぶさかではございません。

また、そうしたこと、今はもう、いわゆるボランティア支援制度、それぞれの各学校でボランティア、それは柔道のみならず、いろんな、例えば授業で、理科とか、あるいは英会話でお手伝いいただけるとか、そうしたことを含めまして、ボランティアで協力していただける方を今、名簿づくりをしておりますので、また、各学校でそれぞれの実情に応じてお手伝いいただけるところは、柔道の授業においても、やっぱりお手伝いいただく、そういうことも可能でございます。また、そういう方がいらっしゃるときには、ぜひ入っていただいて、子どもたちの指導、いわゆる安全に行えるように配慮してまいりたいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 御答弁、どうもありがとうございました。

チーム・ティーチングのことも考えて、そして一緒になって指導に当たっていくと、そ

ういうことをおっしゃいました。これで、安心して受けられるんじゃないかと思っております。この項の質問は終わらせていただきます。

それでは、2番目の後期高齢者医療制度について、お尋ねいたします。

市広報の昨年6月1日号に、「平成23年度健康診査のお知らせ」という見出しで、特定健康診査は、対象が40歳から74歳までの国民健康保険被保険者とあり、健診内容は、基本的な健診として8項目、追加健診として4項目、詳細な健診として、「医師が必要と判断した場合のみ」として1項目がありますが、注意事項として、特定健康診査と人間ドックは、同一年度でどちらか一方を1回だけ受診できますとあり、続いて、後期高齢者の健康診査として、対象は75歳以上の人で、後期高齢者医療制度の被保険者で、健診内容は、特定健康診査の基本的な健診の項目及び貧血検査となっており、高齢者になるほど健診内容の程度が低下しています。続いて、注意事項が書いてありますが、人間ドックの受診については記載されていません。

ある方が、国民健康保険の日帰り外来人間ドックの申し込みに行き、なぜ国民健康保険の人間ドックは74歳までしか利用できないか、尋ねられたそうです。返事は、「後期高齢者医療制度には、特定健康診査のみで、人間ドックを選択する制度がない」と言われたそうです。

次のページには、「人間ドックで早期発見・早期治療」というタイトルで、「健康診断は、病気の早期発見や健康状態のチェックに欠かせないものです。国民健康保険では、人間ドックの費用の一部、9割を助成しますので、ぜひ受診し、健康管理に役立ててください」と書いてありました。

74歳までの国民健康保険被保険者の特定健康診査、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした後期高齢者の健康診査、日帰り外来人間ドックでは、検診あるいは検査項目はかなり異なり、人間ドックは、肺それから胃、大腸のがん検診がありますが、国民健康保険の特定健康診査、後期高齢者医療制度の後期高齢者の健康診査には、そういったものは含まれていません。国民健康保険被保険者は特定健康診査か、日帰り外来人間ドックのどちらかを選択できますが、後期高齢者医療制度の被保険者は、日帰り外来人間ドックを利用することができません。

したがって、数ページ後に記載してある保健センター健康増進課所管の「40歳からの健康チェック」のタイトルで記載されているがん検診、大腸がん検診を利用することになります。後期高齢者医療制度の被保険者は、ただ単に人間ドックを選択する制度がないというだけで、日帰り外来人間ドックを利用することができないと片づけてよいものでしょうか。保健センター所管の受診を利用すると、医療機関に予約をし、その後検診に出向く

ことになり、75歳以上の後期高齢者は、体力は弱くなり、検診を受けに行くにも大変な苦勞をすることになります。

山口県後期高齢者医療広域連合に、人間ドックを選択する制度を創設するよう要望するか、あるいは防府市独自の施策として、後期高齢者医療制度の被保険者も国民健康保険被保険者と同様に、日帰り人間ドックを利用することができないものか、お尋ねいたします。以上、よろしく。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方や一定の障害のある65歳以上の方を被保険者として、県内全市町からなる山口県後期高齢者医療広域連合を保険者とする、平成20年度施行の医療保険制度でございますことは、御存じのとおりでございます。同広域連合の業務は、保険料の賦課、医療費の給付でございます。一方、市町は申請事務と保険料徴収を行っているところでございます。

このような中で、保健事業といたしまして、被保険者の健康管理や病気の早期発見、早期治療のため、後期高齢者医療制度におきましては、健康診査を実施し、その他の保険者は、特定健康診査を実施するとともに、保険者によっては、人間ドックも実施しております。

本市におきましても、国民健康保険被保険者には、保険料の完納を条件としまして、30歳から74歳までの被保険者を対象として日帰り人間ドックを実施しておりますが、何らかの理由により保険料が完納できない方に対しましては、特定健康診査に追加項目を設け、健康増進課で実施しておりますがん検診を組み合わせれば、人間ドックに近い健診内容となりますので、被保険者の選択により受診できる体制といたしております。

議員御指摘の、後期高齢者医療制度の被保険者も人間ドックを利用できないのかのお尋ねにつきましては、健康診査とがん検診を組み合わせることによって、一定の健診となりますが、冒頭で申し上げましたように、保険者は、山口県後期高齢者医療広域連合でありますので、人間ドックの実施については、広域連合と協議してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、後段述べられました、防府市独自で日帰り外来人間ドックの助成制度の創設を検討できないかということでしたが、本市の人間ドックの状況につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございますが、後期高齢者の健康診査と、健康増進課所管のがん検診項目との組み合わせによりまして、75歳以上の方が、がん検診を受けら

れる場合、自己負担金が1項目当たり500円となりますので、例えば、胃がん検診、大腸がん検診及び肺がん検診を医療機関で受けられた場合、それぞれの単価500円に健康診査の自己負担額500円を加算いたしましても、2,000円の御負担の額となるところでございますので、同様の検診を含む人間ドックの基本検査の自己負担額3,000円と比較すれば、お得でございます。この制度を御利用されればいかがかと存ずるところでございます。

なお、医療機関に通う回数につきましては、人間ドックの場合でも申し込み手続、受診等で複数回は通う必要がどうしてもございますので、御理解を賜りたいと存じます。

先ほども答弁いたしました但、人間ドックのみの助成事業ということにつきましては、広域連合と協議をしてまいらねばならないと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

以前は、70歳から老人保健制度に変わっていたので、69歳までは国民健康保険被保険者であり、69歳までしか日帰り外来人間ドックを選択することはできませんでした。後期高齢者医療制度になり、74歳までは国民健康保険被保険者であるため、日帰り外来人間ドックを選択することができるようになりました。

後期高齢者の健康診査の検診項目は8項目17種類で、日帰り外来人間ドックは基本検査だけでも13項目45種類の検査があります。しかも、がん検査も含まれています。被保険者が負担する費用についても、日帰り外来人間ドックを利用すれば、標準基本検査は3,000円の負担で済みますが、後期高齢者は健康診断は500円ですが、心電図検査は含まれていません。それに、保健センター所管のがん検診2,900円、大腸がん検診が1,100円で、合わせて4,500円になりますが、70歳以上は自己負担金が、1検診が500円に減額されているので、1,500円で済みます。しかし、検査内容は、後期高齢者の健康診断内容と比べると、外来人間ドックのほうがかなり充実しているように思われますが、いかがでしょうか。

また、昨年6月1日号の市広報の「40歳からの健康チェック」のページには、自己負担額〇〇円とありますが、70歳以上の方は、500円に減額されるとは記載してありません。なかなか、見つけるのが大変でございます。日帰り外来人間ドックを利用すれば、1回で多くの検査を受けることができますが、後期高齢者の健康診査と保健センター所管のがん検診を利用すれば、1回では済みますが、数回、医療機関に行かなければなりません。本人が車を運転、または家族に送迎してもらえる被保険者はいいとしても、バス

などを利用して医療機関に行かなければならない被保険者は、大変な苦勞をされることとなります。健康診断は、病気の早期発見になり、医療費の軽減にもなり、地域高齢者医療制度の負担も軽減すると思います。

市長は、24年度予算案に、従前は乳幼児の医療費は4歳児未満が無料でしたが、小学校就学年児童まで無料化する予算を計上しておられます。これは、子育ての支援になるとともに、人口減少対策にもなり、結構なことと思います。しかし、これまで社会に貢献された高齢者の方も大事にされる必要もあるのではないのでしょうか。初めにも申しましたが、後期高齢者医療制度での日帰り外来人間ドックを選択できる制度の創設は当分は難しいようですので、防府市独自で日帰り外来人間ドックの助成制度の創設について、検討をよろしくお願いいたします。先ほど答弁にございましたけども、もう少し前向きに、防府市独自で助成ということも考えていただくように強く要望いたしまして、これで私の質問は終わらせていただきます。

全質問をこれで終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、15番、弘中議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後3時22分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月5日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 佐鹿 博敏

防府市議会議員 行重 延昭